

雍正帝の治政と年羹堯断罪事件

——朋党・营私問題を中心として——

大 谷 敏 夫

【要約】 雍正年間に発生した年羹堯・蔡珽断罪事件を通して雍正帝の治政について考察する。この両事件共、朋党・营私が断罪の理由であったが、その内容に於ては差異がみられる。年羹堯の場合は、陝甘總督であると共に撫遠大將軍としての地位を利用して朋党の網を拡大し、地方行政を意のままに行なった。一方蔡珽の場合は、御史権を濫用し、科挙官僚層の支持のもとに朋党を結成した。雍正帝が朋党を厳禁した理由は、いづれにしても朋党が皇帝の独裁権を弱める働きをしたからである。ここから朋党結成と表裏の関係があるとみられた封建論は斥けられた。次に年羹堯の营私（私財蓄積）についてみると、抄没・冒餉・捐納・贈賄・私販等凡ゆる手段を駆使していること、またその經營に家人が当っている点に特色がある。世宗は官僚の私欲を抑制する一連の財政策を実施したが、究極的には官僚の倫理的自覚を要請し、それが無視された場合断罪を実施した。

史林五九卷 四号 一九七六年七月

はじめに

雍正三年権臣年羹堯は、種々の罪状により雍正帝（世宗）から自裁を命ぜられた。この断罪の主要な原因として、孟森氏は年羹堯が世宗の〈奪嗣〉を幫助したことから、即位後世宗はその事実がもれるのを恐れて、口実を設けて断罪したという、いわば世宗の陰謀説を述べた^①。この陰謀説は其後かなり有力な見解として多くの研究者の採用するところとなったが、最近では豊富な資料を使用して今一度この問題の再検討が試みられている。その場合、今一つ真偽のほどが明らかで

ない陰謀説はそのままにしておいて、別の角度から世宗の即位と、この事件の背景を探ろうとする研究が見られる。その一つとして最近、陳捷先氏は、世宗と年羹堯との間に生じた心理的あつれきを分析の焦点にすえ、世宗の年羹堯に対する心理が、疑いから畏れ、厭いへと変遷し、最後に怒りとなって断罪に及んだという、いわば世宗の心理と性格からこの問題の解明を行なっている^③。また黄培氏も世宗の人格が、その思想や行政に決定的な役割を果たしたという観点から、年羹堯もその犠牲者であったとしてしている。これらの研究は、最近のアメリカにおける歴史学の一つの傾向——すなわち歴史上の人物の生いたちや環境や精神構造が、事件に影響を与えるものであるという研究視角と軌を一にしたものである。しかし私はこのような心理分析は一応おいておいて、このような断罪事件を惹起した政治的、思想的、経済的要因を抽出することによって、それぞれの要因の史的意義を考察し、そこから清朝独裁権力の構造の一面を把握してみようと考える。すなわちこの断罪事件は、但に雍正政治史の偶然的現象ではなく、清朝独裁政治がかかえていた政治、思想、経済的諸問題を背景とした必然的事象であったということである。

* 本文及び注における『諭旨』は『雍正硃批諭旨』『諭旨不録奏摺』は『雍正硃批諭旨不録奏摺』『世宗実録』は『大清世宗皇帝実録』『世宗聖訓』は『大清世宗憲皇帝聖訓』『專輯下』は『年羹堯奏摺專輯下』の略称である。

① 孟森『清初三大疑案考實』(二) 世宗入承大統考實『清代史』所収 正中書局印行

世宗康熙諸子奪嫡、為清代一大案。因將世宗之嗣位与雍正間之戮諸弟、張皇年羹堯及隆科多罪案、皆意其並為一事、遂墜入五里霧中、莫能瞭其真相。……蓋羹堯之為功臣平青海之功小、籍制允禩之功大。世宗紐合年羹堯・隆科多兩人為一体。可見其同効一事之力、又皆以挾功洩漏秘密遺忌、隆禁錮而年殺身。

とあり、孟森氏は世宗が〈奪嗣〉のため諸弟を戮したのと、隆科多・

年羹堯の断罪は同一範疇の問題として把握されている。そして更に〈奪嗣〉に際しては、内では歩軍統領であった隆科多と、外では陝西四川總督であった年羹堯の武力を利用したという一種のクーデタ説も加味されている。

② 蕭一山『清代通史』卷上、第二十九章 雍正之内治、一百一十二 雍正間之獄、(一) 年羹堯之獄 参照

③ 陳捷先『年羹堯死因探微』『國立成功大學歷史學系歷史學報』第二号 一九七五年

この論文の中で陳捷先氏は、年羹堯断罪につき、吾々が心理と人性等の方面からこの問題を探究したならば、真象を了解することが出来、客観的結論を獲得できるとのべている。そして

年羹堯与世宗之間、既有旧怨在先、而他又恃功驕縱在後。世宗对他

的不信任、是在所難免的。羹堯以戰功与殘殺著稱、而又聚斂財物、植黨營私、定會令君上心胆震惧、内生懼畏。皇帝对他驕狂無礼、与尾大不掉的态度、当然會日久生厭。而羹堯的逆謀言動、更足以触發世宗的怒心。疑也畏也厭也怒也、有此四者、羹堯豈能不凶終嗎？
年羹堯的死、我想也許可以從這裏得到一些解枳。

と結論している。

一 年羹堯の朋党と断罪の経過

年羹堯断罪の尤も大きな理由は、(結党營私)すなわち朋党を結成することによって、私財を蓄積したということであった。そこでまず年羹堯朋党結成の経過をみておこう。年羹堯は中央における世宗擁立の実力者であった隆科多の権力をバックに、地方で自らの朋党の網を拡充していったものと思われる。隆科多は聖祖(康熙帝)の実母と姻戚関係にあり、吏部尚書として権限を有し、聖祖の死後一時的に皇族胤禩・胤祥と大学士馬齊と共に最高会議を構成し得たほどの権力者であった。従って隆科多は人事を意のままになしたのでこれを僣選といった^①。年羹堯の違例の昇進の裏には隆科多の力が働いていたと思われる。その上、年羹堯にとって都合がよいことには、康熙年間におけるジュンガル、更には雍正初におけるロブザンダンジンとの戦争が発生し、そのため彼の陝甘・四川省での総督在任期間が長期化し、しかも軍の統帥権を与えられたことにより、彼は一時的にせよこれらの地方における民政・軍政の全権を掌握し得た^②。この権限を最大限に利用して年羹堯は私権の拡大(朋党の強化)を図ったのである。

年羹堯が朋党を結成する場合に取った方法は、一つは自己の私人を抜擢して要職に任命したことである。

乃ち年羹堯川陝督臣と為りて自り、恣に胸臆に憑り、横に威福を作す。文武員欠に遇う毎に、大小を論ずる無く、必ず其私人を扱ひて始めて請補を行なう。……吏兵兩部幾んど虚設と為る。……而して年羹堯必ず己に異なるを擠排し、遍く私人を樹てんと欲す。

④ 黄培 Pei Huang, *Autocracy at Work: A Study of the Yung-Cheng Period 1723-1735*. Indiana University Press. 本著に關しては莊吉発氏の「評介黄培著「雍正時代の独裁政治」『食貨復刊第五卷第八期』及び拙稿書評『史林』59卷2号一九七六年三月を参照されたし。

(論旨七函 山西按察使蔣洞)

とあり、これら私人の中には、わずか一・二年の間に陝西臨洮府知府から西安按察使をへて四川巡撫になった王景瀨や、四川夔州府知府から四川川東道員、陝西西安布政使をへて甘肅巡撫になった胡期恒が含まれている。^④また彼の家僕、桑成鼎は西藏平定の功という理由で直隸守道に拔擢され、その後湖北按察使に累官している。また家人、魏之擢も亦、署副將という綠營軍の上級武官に昇進させている。^⑤その他、彼の私人・家人が多数、彼の管轄地である陝甘・四川の知府・知州・知県や綠營武官に任命されている。^⑥その一方では年羹堯の党派に属さない官人は斥けられた。

年羹堯の心算行偽、招權納賄、植党營私に至りては、己に附する者は、立たに顯要に拔し、意を払う者は、百計中傷す。官民切齒し、道路怨騰す。(論旨八函 雍正三年五月二十二日 河南河北總兵官紀成斌)

とあり、紀成斌は、年羹堯の党派に加わらなかったので迫害されたとのべている。また西安では馭道金南瑛等七人が劾され、替りに年派の主事丁松の採用を行なっている。

ところで年羹堯が排斥した尤も主要な人物は、四川巡撫蔡珽であった。蔡珽は以前年羹堯の推薦を受けたほどの関係であったが、四川巡撫就任以来年羹堯の行政と衝突することが多くなった。そして蔡珽が年派の重慶府知府、蔣興仁を死に至らしめたということが契機となつて、年羹堯は蔡珽の免職と断罪を世宗に進言している。^⑦これは蔡珽が年羹堯の下属になることを拒否したことが、その排斥の理由であった。かくして蔡珽が四川巡撫を罷免されると、その後任に自派の王景瀨をすえ四川の行政を掌握したのである。蔡珽罷免後は、四川・陝甘の各官は年羹堯の威勢を恐れてその権限に服するようになった。

臣前に聞くに、年羹堯西寧に在りし時、其の体統尊大なること、中外互に比倫無し。……其巡撫提督等の官は、名は平行なりと雖も、實は下屬に同じ。(論旨八函 雍正三年三月十九日 福建福寧總兵官顏光軒)

とあり、年羹堯は本来対等である巡撫・提鎮を全く輩下にしてしまったのである。^⑧また

督撫は並びに大將軍に跪接するの例なし。伊去年來見陛見す。又未だ大將軍の勅印を帶有せず。而るに途中、總督李維鈞、巡撫范時捷等をして跪接せしむ。（世宗実録 卷三十一 雍正三年夏四月乙丑の条）

とあり、年羹堯は彼に与えられる撫遠大將軍の権限を先取して、管轄外の他省の督撫層や蒙古藩王まで跪接せしめたのである。その場合、年羹堯は姻戚や利害関係を利用して各省の督撫を自己の勢力下に組み入れんとした。特に彼は首都圏である直隸や經濟の中枢地である湖広・江蘇の督撫権力への働きかけを行なっている^⑨。

このように年羹堯は朋党を結成し威権をほしのままにしていたのであるが、その軍事的功績が認められて〈世襲罔替〉の公爵の称号をも付与され、遂に一等公に登りつめるのである。これは皇族でない漢軍八旗出身者としては違例に属することであり、それだけ彼の功績は偉大であったと考えられていたのである。しかしその一方では、その権限を削去する策略が、世宗によってこうじられていたのである。それは世宗が先に罷免した蔡珽を断罪しないで罰を赦し、ただちに御史に任命し、年羹堯を牽制する一番手として利用したことである。

論して曰く、蔡珽は年羹堯の参奏に係る。若し之を法に置かば、人必ず朕が年羹堯の言を聴きて之を殺さんと謂う。朝廷威福の柄、臣下得て之を操るは、是れ理有らん乎。（清史列伝 卷十三 年羹堯の項）

とあり、世宗は人事に関する臣下の干渉を断固拒否する方針を明らかにしたが、これは年羹堯の朋党が強固になることを懸念しての世宗の帝権発動であったと考えられる。これを契機として世宗は年羹堯の威権を削去する方策をめぐらし、手始めに彼の世宗への上奏文中に不敬の語があった点を指摘した。これは彼の缺^{ホト}を剝奪するのに尤もよい口実であったわけで、彼はただちに陝甘総督の任を解かれ、杭州將軍に謫受（格下げ）されるのである。ただ世宗としては、年羹堯の左遷人事を一举に行なったものの、その裏付けとなる証拠を多数蒐集する必要があったので、まず彼の管轄区域であった陝甘・四川の各官に調査させた。その結果、署山西巡撫伊都立は、年羹堯が塩商の引票を擅に給し、十万を増引したという〈營私〉の事実をあげて参奏し^⑩、また漢軍都統范時捷は、年羹堯の欺罔貪婪の事例として、侵冒軍需、勒索捐納、私用俸

工という〈營私〉の事実と、自尊により官場を蔑視したという事実をあげて治罪を要請した。これらの参奏を根拠として、世宗は九卿に諭し朝議させたところ、九卿は世宗の意を察して年羹堯に狂妄悖逆の大罪があるとし、内閣・詹事・科道等と共に合詞して大罪に照して処罰せんことを奏した。^⑬

ここで九卿會議の構成と任務についてのべておこう。九卿會議は三法司（都察院・大理寺・刑部）と通政使司、六部により構成されており、死罪事件を査核する権限を有していた。ところが独裁君主はこの會議を自らの意志によって発動しえたので、ここに世宗はこの會議を利用して、年羹堯の断罪、朋党の撲滅を断行したのである。つまり世宗は自らの行為の正当化を図るためには、その決議が自己の意志のみに由来するのではなく、決議機関である九卿の意向でもあったことを内外に示したのである。この九卿の治罪要請に対して世宗は、

朕展転思維するに、古より帝王の功臣を保全する能わざる者、多く鳥尽弓藏の讒有り。然して委曲寛宥せしむれば、則ち典常を廢し國法を虧く、將來何を以て懲を示さん。此れ奏する所は、乃ち在任の公論なり。而して國家賞罰大事は、必ず内外大臣に諮詢し、画一を僉謀す。旨を降して各省將軍督撫提鎮に詢問し、各々公心を乗り、各々己が見を抒べ、平情酌議すべく、何に作して処分すべきは、即速に具奏せよ。（世宗実録 卷三十四 雍正三年秋七月癸丑の条）

と旨を下し、関係各官凡ての世論を結集して治罪を検討せんとしている。ここにも世宗の官僚統御策の一面が伺われる。すなわち治罪を決定するに際して、皇帝の独断を避けて官僚の世論に基づく形式をとっている。さて事態がここまできた以上、世宗は年羹堯の杭州將軍の任をも革退し、間散章京を授け杭州にあって効力行走せしめた。^⑭ また直隸総督李維鈞も年羹堯の資産を隠匿したという理由で革職された。^⑮ ところで各省督撫提鎮は次々と年羹堯の〈欺罔貪殘〉〈不逆不道〉による罪状を列挙して極刑に科することを上奏し、それに基づいて議政大臣等が題奏して年羹堯に関する九十二の大款をまとめ、それらの大半は清律に照らして斬に当るとしたのである。

謹按律内、凡謀反不分已未行、皆凌遲処死。又大不敬者斬。詐伝詔旨者斬。大逆知情故縱隱藏者斬。官員交結紊亂朝政者斬、妻子為

奴、財産入官。官吏人等、挾詐欺公、妄生異議、擅為更改、変乱成法者斬。造讖緯妖書妖言者斬。假与人官者斬。偽造茶監引者斬。在外大小各衙門官、但有入通進呈奏封公文至御前、而上司官、令人於中途邀截回者斬。侵盜錢糧入己數滿三百兩者斬。(世宗実録)

卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条

また年羹堯の父、及び兄弟子孫伯叔、伯叔兄弟の子の年十六以上の者は斬。十五歳以下及び母・女・妻・妾・姉妹及び子の妻妾は功臣の家に給付して奴となし、正犯財産は入官された。しかし皇帝の最終裁可では、年羹堯は青海平定の功により罪一等を減じて自裁、年遐齡(年羹堯の父)、年希堯(兄)は革職免罪にするが、年富(長子)は年羹堯と相類ということで斬にし、その余の十五以上の子は極辺に発して充軍、年羹堯の妻は母家に遣還されることになった。^⑦

さて年羹堯断罪の経過をみると、清朝独裁権力機構における治罪の方式が摘出される。一つは治罪を決定する場合に、皇帝は自己の独断で決定しないで、九卿会議や、関係各官の意見を具申させる方式を取っているが、実際はそれらは皇帝の行為を正当化する手段であったこと、二つはその治罪を一挙に遂行しないで徐々にその非をあげ、その度毎に官位を下げて公論を結集し、最終的には多数の罪状をあげて断罪を動かしたがるものであることを証拠づけたこと、三つは皇帝は九卿大臣や議政王大臣が決議する犯罪者に対する罰則よりもやや軽い決定を下すことによって、天子の恩恵を宣伝した点である。もちろんこのような断罪方式は決して世宗のみが創出したものでなく、中国独裁君主権力機構が長年に亘って生み出してきた産物であった。ただ世宗が、この慣習・法令を充分に活用してその独裁権行使に役立てたことは事実である。

① 『清朝野史大観』卷三 西選・年選・修選に

吳三桂開邸演雲、擅選月官、時号西選。年羹堯在西域行營、引用私人、但容吏部、不由奏請、謂之年選。隆科多長吏部時、所辦銜選官員、皆自稱為修選。修其姓也。

とあり、清代では吳三桂・年羹堯・隆科多の人事は、私的人事として並称されていた。

② 佐藤長「ロプザンダンジンの反乱について」『史林』第五十五卷第 六号参照。

③ 世宗実録卷十二 雍正元年冬十月戊申の条

總督年羹堯、既往西寧、辦理軍務。其調遣弁兵之任、甚屬緊要。須給大將軍印信、以專執掌。著將貝勒延信護理之撫遠大將軍印、即從彼處、送至西寧、交與總督年羹堯。……特命爾為撫遠大將軍、統領

滿洲蒙古綠旗大兵一切事宜。

とあり、年羹堯は雍正元年に撫遠大將軍となつて、滿洲・蒙古・綠旗大兵を統領する全軍の指揮權を掌握している。

④ 『清史稿』列伝八十二年羹堯の項には、胡期恒と年羹堯の關係を詳細に叙述している。

胡期恒字元万、湖広武陵人。祖統貞、明崇禎末進士。……父猷徵、自蔭生授都察院、經歷官至湖北布政使。期恒康熙四十四年舉人。猷徵与遼歸、友欲若弟昆。期恒少從羹堯、游上南巡歌詩、授翰林院典簿、出爲夔州通判、有恩信、民爲建生祠。羹堯爲巡撫、薦期恒選夔州知府、再遷川東道。羹堯兼督陝西、復薦遷西安布政使。期恒通曉朝章典故、才敏善理繁劇、羹堯深倚之。羹堯挾貴而驕。惟期恒能以微言、救其失、云々。

とあり、編者は胡期恒を有能の士として叙述している。これは世宗を始め胡期恒を弾劾した人々とは全く逆の評価である。胡期恒は年羹堯の私人と称せられているが、私人とは上官との間に特別な縁故關係のあった人物であろう。また王景灝の場合は、年羹堯の仮子（養子）ともいわれ、年羹堯の擬制的家族でもあった。年羹堯が朋黨關係を強化していく場合、このような恩故・血縁更には地縁などを利用した。

⑤ 清史列伝 卷十三、年羹堯の項参照。

家人・家僕をこのように文武の上官に任用できたのは、年羹堯が銓選の權を掌握していたからである。家人・家僕は本来、官紳の家計を担当するのを職分としていたが、その財力により官僚の缺をも獲得できるようにしたことは注意すべきであろう。

⑥ 諭旨十六函 雍正三年六月十五日 署陝西按察司事 糧塩道仍帶監察御史許容。

查現在文官司道以下州県以上、武官副將以下游守以上、多係前督臣年羹堯就近題補未經引見。……如甘肅巡撫胡期恒、已經奉旨革職免

往河工。河東運司金啓勳又奉特旨、革職鞫問。富平縣知縣董蕡、渭南縣知縣朱嘉龍、又經督臣特疏糾參。……他如蘭州布政司彭振翼、四川川東道金德爵、陝西延安府知府李維泰、河州知州許啓盛、咸寧縣知縣朱燾、三原縣知縣劉子正、南鄭縣知縣嚴世傑、均屬年羹堯心腹。奉意承顏、殘害官民。……

とあり、彼の朋黨が指摘されている。中でも河東運司は、山西・首都圈の塩政を掌握する要職であり、ここに私人を配置したことは注目すべきである。（後述）

⑦ 世宗實錄 卷二十八 雍正三年春正月辛酉の条

⑧ 世宗聖訓 謹制度 四年三月甲寅の条に

上諭内閣、督撫提鎮、俱係朝廷簡用之大臣。其因公晋接、自有一定之禮儀、不応過卑過亢、以違制度。乃聞有督撫倨傲妄行、而提鎮等遂卑躬屈節、以爲諂媚者。如年羹堯、當日視提鎮等、如同奴隸。每令其披執進見。……嗣後督撫提鎮相見、務遵會典所載一定儀注。儼有違例披執者、一經覺覺、定將倨傲諂媚之人、一同治罪。

とあり、世宗は儀礼上に於ても督撫提鎮の關係は対等であつて、上下の身分關係でないことを布告している。年羹堯が提鎮を奴隸のようにみていたことが、この布告の動機となつた。

⑨ 諭旨二函 雍正三年五月初一日 直隸總督李維鈞

諭旨三函 雍正三年七月十九日 鎮海將軍何天培

諭旨五函 雍正三年正月十一日 安徽巡撫李成龍

諭旨十四函 雍正三年二月十二日 雲貴總督高其倬

以上の各奏摺に、年羹堯とこれら各官の關係が記されている。尚、何天培は鎮海將軍の前任は江蘇巡撫であつた。

⑩ 世宗實錄 卷三十 雍正三年三月辛酉の条

この問題に因しては、宮崎市定『雍正帝』（岩波新書）のち『宮崎市定 アジア史論考下巻・近世編』に再録、参照。

- | | | | | | |
|---|-----------|-----------------------|---|-----------|------------------|
| ⑬ | 世宗実録 卷三十一 | 雍正三年夏四月乙酉の条 | ⑮ | 世宗実録 卷三十五 | 雍正三年八月乙酉の条 |
| ⑭ | 專輯下 | 雍正三年五月初十日 鑲白旗漢軍都統 范時捷 | ⑯ | 〃 | 卷三十九 雍正三年十二月乙丑の条 |
| ⑬ | 世宗実録 卷三十四 | 雍正三年秋七月癸丑の条 | ⑰ | 〃 | 卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条 |
| ⑭ | 〃 | 卷三十四 雍正三年秋七月壬戌の条 | | | |

二 蔡珽の朋党と断罪の経過

蔡珽は年羹堯弾劾の後、年派の李維鈞革職後の署直隸総督になったが、ここに彼を中心として広西巡撫李紱や、浙江道監察御史謝濟世^②といった科擧官僚、御史層からなる党派が結成されてくる。ところがこの動きをキャッチした世宗は、この党派の中心人物蔡珽のもつ左都御史・都統・吏部尚書の任を解き、専ら兵部尚書の任のみを与えた。^③蔡珽の朋党が尤も批判の対象としたのは、世宗信頼の官僚、河南巡撫田文鏡であった。田文鏡の河南での治政は独裁君主には民生の安定に寄与するものとして激賞されていたが、文人官僚層からは苛酷なものとして受け取られていた。偶々蔡珽保薦の河南信陽知州黄振国の革職をめぐって蔡珽の朋党謝濟世は、田文鏡の弾劾を行なった。ところがこれは逆に、世宗により田文鏡の河南での善政を誹謗するものとして痛烈に叱責された。

浙江道監察御史謝濟世、河南巡撫田文鏡の私を嘗み國に負き、貪虚不法の十罪を参奏す。旨を得たるに、田文鏡は秉公持正、衷心辦事にして、乃ち天下督撫中、罕に見る所の者なり。貪職懷法の事、朕以て其の必無を保す可し。而して謝濟世は天下督撫中に於て独り田文鏡を参するは、朕其の何の心なるかを知らず。(清史稿 列伝八十 謝濟世)

とあり、世宗は謝濟世が何故田文鏡のみを参劾するのか真相を究めんとした。ところでこの問題の発端となった黄振国の治罪について

此時朕蔡珽に諭して曰く。黄振國は朕の深思に背き爾の薦挙に負く。田文鏡稍も瞻徇せずして即ち参奏を行なうは、爾に於て大いに裨益有り。爾^{なほ}に田文鏡に深感して黄振國を痛恨して、方^{まじ}めて大臣公忠の道を得べし。若し此の如くあらざれば、即ち年羹堯と異なる

無し。「文献叢編」所収 雍正五年四月二十八日 河南巡撫田文鏡 奏謝被謝濟世疏參蒙乘公決斷摺

とあり、世宗は蔡珽に田文鏡の黃振國治罪の処置に賛同するよう命じている。然るに蔡珽の朋党が田文鏡の黃振國治罪の処置に反対しているのを知った世宗は、

被参の後に及び、蔡珽之が党護を為し、李紱之が陳奏を為し、謝濟世又之が翻案を為す。鈎結党援し、蜚語を造作し、國政を撓亂し、大臣を誣陷するは、世道人心の害の関わる所、甚だ大なるを為す。(世宗実録 卷五十三 雍正五年二月辛酉の条)

とあり、蔡珽・李紱・謝濟世は朋党を結成して田文鏡の処置に反対したものであるとし、これはひいては世宗の治政をも批判するものとして蔡珽朋党に対する解散と断罪の処置がこうじられることになるのである。まず蔡珽は昌平營参將楊雲棟を徇庇したという理由で兵部尚書を解任して奉天府尹に降授し、其後種々の罪状を關係各官に調査させた後、雍正五年回京按訊することが決定した。この按訊の結果刑部は①夔関税銀、富順県塩規を收受し庫帑を冒銷したこと、②夔州府知府程如絲から銀六万六千、金九百を受け取ったこと、③川陝総督岳鍾琪を讒毀したこと、④雍正治政を批判して断罪せられた查嗣庭と交結したこと等の十八事で斬決すべきことを上奏した。

ところでここで治罪の理由として取りあげられた程如絲の件は、先の年羹堯断罪の問題ともからんでいるので、その内容を紹介しておこう。程如絲は蔡珽に重賄して、その保举で夔州知府に調補されたが、就任後、商家所有の塩を尽く半価で強買したり、夔州より湖北に至る私塩船に対してその積荷を奪ったり、それに応じない私商に対しては、吏人・郷勇を動員して襲わせ多数を死傷せしめる等の行為があった。⑥これを審理した時の四川巡撫蔡珽は、程如絲を庇って上聞しなかった。ところがその事実を知った年羹堯が、世宗に程如絲を具題参劾した。ここに世宗は蔡珽を入観せしめてその事実を詰問したが、蔡珽は程如絲は天下第一の清官であるとのべ彼を弁護した。その後年羹堯断罪事件が発生し、蔡珽の権力が増大すると共に、程如絲の地位も上昇し四川按察使となった。ところが蔡珽朋党の発生と共に、程如絲の過去の案件が再び審議されることになったのである。ところでこの程如絲の一案に関しては、既に年羹堯の幕友汪景灝が主張していたもの

であるが、その時には世宗は蔡珽の言を信用して程如絲を免罪していたのである。その処置の誤りに対して世宗は、

惟其の錯悞を知りて、而して即ち改易を為す。回護の見存せざれば、則ち悞者以て悞らざる可し。而して是非瞭然なれば、人も亦警懼する所を知れり(世宗実録 卷五十四 雍正五年三月戊戌の条)

とあり、古の聖賢と言えども誤りはあるもので、その誤りを改めることこそ肝要であると自らの責任を回避している。程如絲の案件に関しては、年羹堯の幕友汪景祺が指摘したことが、世宗をして事実の究明をにぶらせたのであろう。

さて蔡珽の罪状に対する世宗の決裁は立斬を免じて監候とした。その後雍正六年にも蔡珽が家に硃批奏摺三十件を蔵し、未だ繳進しないのは大不敬に当るから立斬すべきであるという上奏があったが、これに対しても監候下獄に処せられることになった^⑦。李紱の場合は、議政大臣の会鞫の結果、①門生大城県知県李先枝の請託を私受して妄に保題を為し師生に徇願したこと、②〈貪婪無厭〉の蔡珽を將つて保奏し党援を固結したこと、③直隸守道桑成鼎の銀五千兩、巡撫李維鈞の銀一千二百兩を收受したこと等の罪で斬るべしということになったが、世宗は李紱が既に過ちを後悔していること、その學問が優れていること等の理由で死罪を免じて八旗通志の纂修に効力せしめた^⑧。

概して蔡珽朋党に対する処置は年羹堯のそれに較べて厳格でなかったのは朋党や營私の規模が年羹堯のそれと比較して小さかったこと、蔡珽・李紱は朋党の非を指摘されるといちはやく世宗に対して従順の意を示したこと等による。しかし何よりも蔡珽朋党の場合は、年羹堯のそのように地方督撫権力による朋党の拡大の危険がなかったことに根本的な理由がある。但、蔡珽朋党の場合は、科道官が関係していた点で年羹堯の朋党とまた違った様相をもっていた。世宗は督撫権力の朋党化を御史権を用いることによって抑圧することに成功したが、次の問題として科道官の朋党化を防止しなければならなかった。

誠に以て人心を正し、風俗を端さんと欲すれば、必ず科道自ら始まる。科道私無くして方めて能く人の私有る者を弾劾せん。若し自ら言官為るを待みて、胸に詭詐を懐き、人の指使を聴き、是非を顛倒し、国政を擾乱せば、寛大の人心世道に害ありて、国法の断じ

て容す可からざるところと為す（世宗実録 卷五十一 雍正四年十二月甲子の条）

とあり、科道官の朋党を敲禁する布告を出している。御史は本来風聞によって弾劾することを許され、言責無きを原則としており、天子の耳目の官として左右都御史は従一品であり、大学士の正一品につぐ高官としての地位が与えられていた。それだけに皇族・官僚の監察機関としての任務は重要であったが、これが権貴の朋党となったり、官僚間の抗争の具として利用されることがあった。このような御史の朋党化は独裁君主権の強化を図る皇帝からみればまさしく私権行為であり、取締らなければならなかったのである。世宗が何回も科道官に訓示して、その朋党化を戒めているのは、御史が朋党化すれば、監察の公正さが失われるというのは表向き理由で、何よりも御史の監察権を皇帝の意志によって統制し得ないことにあった。

ところでこのような御史の朋党化は科挙官僚を中心として結成される場合が多かったことが、世宗の科挙官僚に対する不信を増大させた。蔡珽朋党の李紱・謝濟世は科挙出身の文人官僚であった。

科甲出身官員等に論ず。國家科を設け士を取るは、原より讀書明理の人を得て、庶位に列し、皆公忠体國、衷心任事ならしめ、國計民生に於て、均しく裨益有らしめんと欲すればなり。此れ科甲の重んず可き所以也。乃ち科甲出身の人、秉公持正、以て國恩に報いるを思わず、相率いて植党營私の習に趨き、貧賤請託、朋比袒護し、以て是非を顛倒し、排陥報復するに至りては、風俗人心の害となざる所無きこと、此に過ぐる莫し（世宗実録 卷八十七 雍正七年冬十月乙丑の条）

とあり、世宗は科挙官僚が本来の讀書明理の人であるべき使命を忘れて徒らに朋党を作り私を営んでいると批判した。⑨ 周知のように世宗は朋党を結成しやすい科挙官僚より、むしろ李衛のような捐納出身者や、田文鏡のような実務経験に富む官僚を重用したのである。これら捐官、実務官僚も、世宗の意に沿って、科挙官僚は治政を軽視して朋党結成に奔走するという理由で排斥したのである。特に科挙をへないで官僚に任用された経歴の持主である田文鏡は、同年同郷等凡ゆる派閥をバックに官界に登場する科挙官僚に対する増悪の念は一層強かったのである。

但屢々皇上の特頒の諭旨を蒙りたるに、朋党を解散すること諄切垂誡、至再至三なり。同年を瞻顧し、私に徇いて提奏するは、竝び至公より出づるに非ずして実に皆私党に由る。……臣思うに我皇上賢を求むるに、賞善懲姦を調むるが若し。況んや今捐例已に停し將來科甲自ら多くなるに於てをや。此の如く私を懐き詐を挟み、朋比して姦を為さば、則ち科甲の員、万一貪汚苟且なるも督撫諸臣断じて敢て再び題奏を為さざらん。（諭旨十函 雍正四年四月二十七日 河南巡撫田文鏡）

とあり、田文鏡は科甲官僚が公を無視して私党を作っていると非難した。このように田文鏡は科挙官僚こそ朋党の巢窟であると断言することにより、世宗の朋党撲滅政策の一翼を担っていたのである。かくして世宗及びその政策の忠実な代弁者である官僚による科道官及び科挙官僚の朋党抑圧政策により、それらの朋党化は一時的になりを潜めたのは事実である。

① 世宗実録 卷八十七 雍正七年冬十月丁未の条

朕相見時、蔡珽則極称李紱才品操守、為滿漢中所少。是時朕方知李紱之姓名也。朕御極之初、延訪人才以資治理。因起復李紱原官、旋授侍郎、又命辦理漕務、旋授為廣西巡撫。

とあり、李紱は蔡珽によって世宗に紹介され、その推薦で昇進している。ところが李紱と年羹堯の關係となると、

清史稿列伝八十李紱の項には李紱が年羹堯の子年富の営房を捐造する時に賛成しなかったことが理由となつて、年派の直隸守道桑成鼎・直隸總督李維鈞等に困しめられた経過のべられている。ところで『穆堂初稿』卷之三十八「議談逆臣年羹堯疏」に李紱は世宗の諭旨をうけ年羹堯の罪状を種々列挙した後、特に私党を広置したことが大逆不道に当るとし、最後に「（年）年羹堯交奉法司、嚴審正法、以為人臣不忠不法之戒、青海徵勞（年）無庸議」と上奏し極刑を要請しているが、ここには李紱が年羹堯から受けた恥辱をはらそうとする意図がみえていゝ。しかしその李紱も蔡珽と親密な關係にあったから、次第にその朋党にくりこまれていったものと思われる。

② 謝濟世と蔡珽の結びつきは明らかでない。但し（清史稿列伝八十謝

濟世）の項には、康熙五十一年進士、庶吉士を改めて檢討を授けられ雍正四年に浙江道御史に考選とあるが、この北京在任時代に、当時左都御史・直隸巡撫であった蔡珽の朋党に加入したと考えられる。因みに李紱は、康熙四十八年進士となり侍講学士をへて康熙五十九年に内閣学士に抜擢され、その後左副都御史に選られているが、当時進士合格者が内閣庶吉士をふり出しに御史官僚を累選するのが慣例となっていたようであり、ここから自然に、その上官に当る左都御史との關係が密接になっていったと思われる。

③ 世宗実録 卷四十三 雍正四年夏四月庚寅の条

④ 卷四十九 雍正四年冬十月癸酉の条

⑤ 卷六十一 雍正五年九月戊寅の条

⑥ 卷五十四 雍正五年三月戊戌の条

尚この蔡珽治罪の中であげられている岳鍾琪を讒譖した件に関しては、雍正五年七月の岳鍾琪の奏摺に、四川成都府城での岳鍾琪造反の妻語は、蔡珽・程如絲の暗中指使の可能性があるとべている。当時四川では、蔡珽に教唆された四川巡撫法敏が、仏喜・程如絲・喬繼等と共に岳鍾琪追い落しの策動を行っていたのである。これは蔡珽一

派が四川での徵稅權―特に夔閬稅銀を完全に掌握する必要があるからである。ところで岳鍾琪造反の詔語は、中國各地に伝わり、それを聞知した曾靜が四川に赴き所謂曾靜事件が発生するのである。

⑦ 清史稿 列伝八十 蔡珽の項

⑧ 李紱の項

⑨ 諭旨二函 雍正五年正月二十八日 陳時夏

類汝等科甲出身之官員不可勝數。如楊名時・李紱・魏廷珍・鄭任綸

・汪灝・陳世倌、并旗下舉人如張楷之胤流、皆為同年・故旧・老師・門生之牽扯、爭相偏袒姑容以沽名釣譽、遂至欺隱朦蔽、貽誤國計

三 世宗の朋党政策と用人

さて一、二章で考察した結果をまとめれば、年羹堯・蔡珽断罪の最大の理由は、朋党結成により皇帝独裁権を脅やかしたところにあった。つまり年羹堯・蔡珽が威権を振り得たのも朋党のパックがあったからであるという認識が世宗にはあった。しかも年羹堯の場合は陝甘・四川総督であり、これが一省の行政・軍事・財政を私意によって左右するとなることが地方に強力な権力が確立する恐れもあった。またこのような督撫層の動向をいち早く把握して皇帝に報告すべき義務を有していた御史の朋党を放置しておく、これが政争の道具にのみ使用され皇帝権を内部から弱体化させることになるという懸念もあった。年羹堯・蔡珽の断罪事件は、この点からみると世宗の独裁権強化のため断行した必然の過程であったといえよう。そこでここではこの問題の本質を究明するため、世宗の朋党政策を明らかにすると共に、世宗が樹立せんとした独裁君主権力構造下における用人の問題についてのべよう。

世宗は即位の当初から朋党を解散させることを治政の第一の眼目としていた。

朋党は最も惡習為り。明季各々門戸を立て、互に相害に陥る。此風今に至るまで未だ息まず。……此の朋党の習、爾諸大臣有らば則

民生、種種悉皆敗露。似此奈何。此風不息、將來斯文掃地矣。とあり、李紱ら科甲出身の官員の狎官運動に不満の意を表している。

⑩ 劉師培「普告漢人」『左盦外集』卷十四に

当雍正時、田文鏡督河南、劾十數員、半皆科目。李紱過其境、責以驟躡說書人。是則朝廷所褒賞者、皆不學無術之流、而說書稽古、在古代為至崇、而近代輒為大辱。

とあり、清末の革命派・劉師培は田文鏡の治政は、說書人彈圧であったと指摘している。

ち前非を痛改し、無くば則ち永く以て戒と為せよ。（世宗実録 卷六 雍正元年夏四月丁卯の条）

と訓戒し、続いて二年に「御製朋党論」を發布して欧陽修の〈君子有朋〉の説を反駁し、君臣の倫・尊卑の分は厳然としてゐること、人臣は君心を以て是非をなすべきものであると訓示し、忠誠がすべてに優先するという治政方針を宣言した。^①

ところで朋党そのものは、中国においては官僚制の成立と同時に始まっており、史上幾多の朋党の争いがあったが、特に宋朝以降は科挙制に基づく集権的官僚機構と密接に結びつくことにより、その争いは激化の一途を辿った。特に明末には宮廷内部に巢窟う宦官の朋党を牽制することを大義名分とした官僚の朋党が結成され、両者の間に苛烈な勢力争いが展開され、明王朝の衰亡を促進した。^② 異民族王朝清朝もこの集権的官僚機構を継承した以上、朋党の発生は防止しがたいのがあった。清朝は宦官の権力を骨抜きにすることはできたが、それに替る宗室を中心とした朋党が皇帝権を脅やかす存在となった。すなわち清朝の政治形態が当初功労ある諸宗室との合議政治から出発した関係上、ここにも朋党の発生を容易にする条件があった。このいわば皇室内部の朋党と官僚機構における朋党とが結びつく形で、皇帝の独裁権を弱める働きをしていた。このような背景から入関後の順治―康熙朝にも朋党の結成がみられたが、雍正期に入るとその即位の複雑な事情もからんで、先述した年羹堯の朋党や、それに続く蔡珽の朋党が結成されたのである。^③ 雍正初の訓示にも拘らず、このような朋党による断罪事件が続出したことは、独裁君主世宗の威信を傷けるものであった。そこで年羹堯・蔡珽の朋党事件がけりがついた段階で、世宗はその根絶を図るために朋党嚴禁の布告を発している。

大学士・九卿等に諭す。人臣朋党の弊は、最も以て人心を害し、国政を乱すに足る。唐虞の世、共工驩兜の輩、比周党を為し、舜は必ず之を法に賞く。孔子曰く、君子矜して争わず、羣して党せず。易経之を六四に渙す。其羣を渙するは元吉。朱子謂く上は九五を承け、下に応与する無く、能く其の朋党の象を散ずるを為さば、則ち大善にして吉。是れ朋党の小人、固古より帝王の必誅する所、聖賢の垂戒する所にして、其れ世道人心の計たること、誠に深く且つ切なり。蓋し人臣の道は、惟公忠体国に存す。古の純臣は公爾私を忘れ、國爾家を忘れん（世宗実録 卷六十四 雍正五年十二月癸卯の条）

とあり、朋党を作る者は、既に儒教国家において理想とされる三代の聖治―堯舜の治において処罰されているとし、更に易・論語・朱子の語句を引用してその朋党蔽禁が、確固不動であったことを証拠とした。世宗は堯舜の治を理想とし、しばしば皇帝と大小諸臣とが礼儀・廉恥の為政によって唐虞三代の治を復元しようと訓示しているが、その場合、朋党は何よりもその復元にとって妨げとなるものであった。世宗にとって官僚は、相互に連携するものではなく、君主個人に直結するもの、すなわち献身的に奉仕するものとして位置づけられていた。そしてそれこそ世宗の言う「公忠」或は「公誠」であり、また「御製朋党論」でもいう「君臣の倫」というものであった。そして官僚が「公忠」「公誠」につとめてこそ天理にかなうものであるとし、これこそ「大義」と称するものであった。

人臣君に事うるに、須らく大義を明らかにすべし。固より情を矯め異を立つ可からず。尤も私を挟み同に党すべからず。（世宗実録

卷四十二 雍正四年三月甲寅の条

とあり、大義をわきまえず官僚が朋党を結成して私利を追求することを蔽禁している。この世宗の治政観に尤も忠実であった田文鏡は

今皇上の秉公執法、特に論旨を下さるるを蒙りたるに、此れ我皇上の天の如く地の如き聖心、至公至明の乾断に係る。朋党を解散し刁風を懲創し、天下臣工をして皇上の天心を仰見せしめ、感謝奮励、各々憂讒畏譏の私懐を釈て、而して共に身を致して君に事うるの大義を矢はざるは莫く、云々（「文獻叢編」所収 諭旨不録奏摺 河南巡撫田文鏡奏謝被謝濟世疏參蒙秉公決断摺二）とあり、大義とは朋党を作らず君主に奉仕することであるという。そこでこのような「公忠」「公誠」な官僚を任用する「用人」が治政の根本であると世宗は考えた。

封疆大吏、責任は惟秉公察吏の一事にして、余は皆末節なり。諸凡政に位み、民に臨むは、治道多端にして、朕何ぞ能く一一訓諭せん。一切処能く私心を屏去すれば、則ち公なり。公は則ち誠なり、誠は則ち明なり。（諭旨四函 雍正五年六月二十四日 四川巡撫馬会伯）とあり、「公」は「用人」に係っているという。すなわち「秉公察吏」を主とする大官が皇帝の意思に基づいて為政すれ

ば、天下は治まるといふのであり、これこそまさしく「治人ありて治法なし」といふことであるといふ。

この「治人ありて治法なし」といふ荀子、「君道篇」の名言は、世宗が尤も重視した言葉である。^⑦「治法」なきとは、一定不変の法は存在しないから「治人」こそ必要だといふのであるが、ここには政治は法を運用する官僚の姿勢こそ肝要であるといふ思想がみえてゐる。ともかく世宗は「用人」こそ「公忠」を実現する基本だと考えていたのである。ここから世宗は、従来からの「用人」と「理財」のいずれを重んずるかといふ論争に結着をつけんとする。

諸王大臣等に諭す。古より帝王の天下を治するに、皆理財用人を言う。朕思うに用人の關係は、更に理財の上にある。果して任用人を得ば、何ぞ財の理まらず、事の辨ぜざるを患えんや。(世宗聖訓 卷十三 用人 雍正四年四月乙丑の条)

と言ふ。当時現地の大官には、理財を重視する意見が多々あつた。例へば鄂爾泰は、

竊惟うに、国家政治は祇理財一大事有るのみ。田賦・兵事・刑名・教化は均しく理を此に待つ。財理まるを得ざれば則ち諸事振わず。故に孔子言を諱まずして財は大道有りて、諸を聚矩に本づくといふ。而れども財は人非ざれば理らず。人は用ゐるに非ざれば理まらず。故に政を為すは人に在り。人存し政挙げ、諸を修身に帰す。是れ用人の一事、大吏より以て一命に至るまで皆其責有り。(諭旨 九函 雍正四年八月初六日 雲南巡撫管雲貴總督事鄂爾泰)

とあり、理財の必要性とそれを担当する用人の重要性を並列して述べたのに対し、世宗は天下を治むるは、惟用人を以て本となす、その餘は皆枝葉の事なる耳(右に同じ)

と用人が理財に優先する根本であるといふ。世宗が「用人」を重視する根拠として、

是を以て天下を治するに、用人・理財の二端より大なるは莫し。理財一事は、自ら心に之を臣下に付すべし。用人の權に至りては旁落する可からず。今試みに銓選の權を以て、之を大臣に付さば、大臣敢て此任を膺けんや。(世宗実録 卷八十三 雍正七年秋七月 丙午の条)

とのべ、「理財」は臣下に委任しえても、「用人」——例へば銓選の權を大臣に委任することは不可能であるといふ。こ

こには官吏任免権を皇帝が掌握し、皇帝の独裁権行使の道具にせんとする世宗の官僚統御策が示されている。この〈用人〉のための銓選については、すでに先人の研究があるので省略しよう。^⑤ただここで注意しておきたいのは、世宗は決して〈理財〉を軽視したのではないということである。これは世宗の一連の〈理財〉に関する立法処置をみれば明らかなのである。しかし世宗は〈用人〉ぬきの〈理財〉はあり得ないことを強調したかったのである。すなわち官僚が徒らに〈理財〉を種に政策論争に明け暮れて、独裁君主の治政を乱すことを警戒していたのであり、君主の治政に寄与する〈理財〉論であれば、世宗は大いに歓迎したのである。例えば、養廉銀や親丁名糧の実施に貢献した田文鏡等は、世宗にとって尤も歓迎される模範的な官僚であり、このような官僚を抜擢する〈用人〉が世宗治政の最大の眼目であったのである。これに反して科挙をバックに朋党を作り、皇帝の用人政策を批判する官僚は尤もいみ嫌ったのである。例えば前述の謝済世の場合をみると、

朕、謝済世注する所の書を觀るに、意は程朱を毀謗するに止まらず、乃ち大学内の賢を見て挙ぐることを能わずの兩節を用つて、人君用人の道を言うに、借りるに其の怨望誹謗を抒写するの私を以てす。其の注に、諫を拒め非を飾し、必ず人の性を払いて、驕泰甚だしきに至る等の語あり。(世宗実録 卷八十二 雍正七年六月辛丑の条)

とのべ、謝済世は程朱を毀謗するに止まらずその大学内の用語を以て、暗に世宗の用人政策を批判しているという。これに対して世宗は〈朕即位以来、用人の際に於て至公無私なり〉とのべ、自らの用人政策の公正さをのべると共に、謝済世こそ朋党をバックに世宗の治政を批判したものととして罰している。

① 宮崎市定「御製朋党論」『政治論集』中国文明選II所収 参照。

ところで清初常熟の人、徐賓は「歴代党鑑」を叙し、古今の朋党論を集大成している。

自古有朋有党。西南得朋、東北喪朋。三寿作朋、孺子其朋、此朋之見于經者也。無偏無党、王道荡荡、無党無偏、王道平平。君子矜

而不争、羣而不党、此党之見于經者也。従未聞以朋党二字合言之、以傾陷正人君子、以孤人主之勢、以空人之国家者有之。(歴代党鑑 総序)

とのべ、經書に基づいて朋と党は本来分離すべきものであることを明らかにすると共に、君子は朋を作るが、小人は党を結ぶものであると

している。そして、また

宋歐陽修作朋党論謂、人君不能退小人之偽朋、而用君子之真朋、釀成亂亡之跡意、蓋有見於此。(歴代党鑑総序)

とのべ、歐陽修の朋党論を最大限に重視しているが、これは清初における漢人士大夫の輿論を代表した意見であったと考えられる。これに対して独裁君主世宗が、真朋の美名を根拠として結果的に朋党を結成することに對して反論せんとしたのが、〈御製朋党論〉であったと思われる。因みに

三寿作朋……詩経、魯頌閟宮

孺子其朋……尚書 洛洛

無偏無党……尚書 洪範

君子不党……論語 述而篇

② 徐賓、前述の書によれば、中国歴代の党禍として、東漢党錮、魏の曹爽の党、晉の賈亮の党、唐の王叔文の党、牛李の党、宋の洛蜀朔の三党、元祐の姦党、偽学の逆党、明の奄寺の党をあげている。徐賓自身は、東林党について述べている。

噫、小人之忌君子、肆詈之端、何所不至。惟以朋党加之、則空其同類、而君子之勢孤、小人之志得矣。余編次東林党籍、追感諸君子嬰禍之由、非人主聰明旁寄、豈至奄寺弄權、殺戮忠良如此哉。流寇假亂天下、亦皆魏党私人、報復恩仇、釀成大亂之勢。卒之東林諸賢、殞身殉國、皎然与日月争光。所謂哲人云、亡邦家殄瘁者也云云(明東林党籍論序一)

とあり、宦官魏党と争った東林党の正義を称賛すると共に、人主が東林党を朋党とみなした政策の失敗を明らかにしたが、これは暗に清朝統治下における正義の朋党の存在を正当化する意図が含まれており、世宗の朋党嚴禁論と相入れない思想であった。

③ 蕭一山『清代通史』巻上、第六篇、第二十六章、康熙之政要、九

十九、康熙時代之朋党)によると、①明珠の党 ②徐乾学の党 ③索額圖与噶礼の党 ④諸王の党 をあげている。また

黄鴻壽『清史記事本末』巻二十五「嚴禁朋党」には、康熙末から雍正年間にかけての朋党を年代別に叙述している。

・二年十月、胤禛の党 工部郎中岳周

・三年五月、隆科多・年羹堯の朋党

・四年五月、胤禛・胤禵・胤禟の党 鄂倫岱・阿爾松阿・

蘇努・七十・拉錫・善奇揆叙・阿爾阿

・四年十二月、蔡璉の党

・五年十二月、延信の党

ここにみられるように、雍正期には、①宗室の朋党 ②八旗貴族の朋党 ③督撫・御史層の朋党の三つに分類できる。

平瀨巳之吉『近代支那經濟史』第二編「清代社会構成」には、朋党の弊が表面化するのには康熙朝に起点するのであって、かの諸皇子の朋党と共に、重臣の朋党・争朝は重大な政治問題にまで転化する。……康熙十八年七月京師に大地震が連発した時には、この自然現象の説明根拠を諸大臣の樹党専權に求めんとした官吏もあつた程である云々とのべていられるが、このような朋党の弊にメスを入れるのが、雍正朝の最大の政治課題であつたわけである。

④ 世宗実録 卷五十八 雍正五年六月壬寅の条

⑤ 〈公忠〉〈公誠〉は世宗が官僚に与えた論旨にしばしば用いられている。例えば

諭旨十一函 雍正七年十月初六日 福建按察使孫國璽

凡為臣子者、惟当勉一公誠、事事無欺無隱、与君上一德同心為要。

諭旨十五函 雍正七年七月十六日 吏部右侍郎署理蘇州巡撫印務

彭維新

深慮朕懷、但以公忠之心醒勉吏治、上天自無不昭錫嘉庇之理、其効

捷如影響也。

諭旨十五函 雍正七年八月初一日 広西巡撫金鉞

伏思天即理也。理之所存一天之所在、臣敢不事事尽心、務窮其理之至當。

とあり、当時著名な儒学官僚であった金鉞が「理」の重要性を述べたのに対して、

理之一字、原属至精至要。無如世人認理不明、說理各異。有偏執己見、自信以為得理者。有巧舞私智、牽合陳文、以強詞奪理者。有錯会先賢之意、反以背理為理者。有被庸師邪友蠱惑、謬以似理非理、而指為理者。種種不可枚舉。朕意不若一誠字之無可游移弁論也。誠字所包之義甚広。公忠敬慎、真実無偽、俱從中出。爾當於是勉之。(右に同じ)

とあり、世宗は「理」があいまいな概念である以上、「誠」こそ大切であると述べている。ところでこの「誠」とは、

諭旨十四函 雍正九年十一月初十日、两江總督聶理雲貴広西總督印務高其倬

中府謂誠則明、荀子言公生明、非公非誠何以能明。仮若臨事接物、胸無真知灼見。豈可率意鹵莽、強為果決乎。

四 朋党嚴禁の思想と文字の獄

官僚が朋党を結成して營私することが、公権を脅やかすものとして嚴禁した思想的淵源としては、荀子、臣道篇に、
上は君に忠ならず、下は善く譽を民に取り公道通義を郵れまず、朋党比周し、主を環し、私を圖るを以て務となすは、是れ篡者也。

とあり、公道に反して朋党を結成し、主に負いて私を圖る行為をなす者は、篡臣であると規定している。荀子は法治主義の淵源としての君主権強化の哲学であり、君主と家臣の支配関係を種々の側面から規定しているが、その場合、家臣が朋

とあり、中府・荀子の説く「明」であり、それに基づく実践であると述べた。

⑥ 諭旨四函 雍正五年正月二十一日 四川巡撫馬会佑

平治天下之道、惟在得人。如能得人、何事不理。若稍涉私比、拳勃賞罰、一不公則諸務不可問矣。請朕訓諭所訓諭者、即此公之一字、暨用人一節。其餘刑名賦稅、頭緒紛紜、朕実不遑、無可訓諭也。

とあり、用人以外の刑名・賦稅等は、地方官の裁量にまかせている。

⑦ この用語に関しては、例えば

諭旨六函 雍正四年六月初四日 四川巡撫法敏

自古有治人無治法。爾等封疆大吏、但以秉公察吏為主。

諭旨十七函 雍正五年五月初十日 署理江西巡撫湖北總督邁柱

自古有治人無治法。另設調補一例、督撫不得其人、不肯秉公奉行、反助其徇私之拳。若実心辦事之臣、自能相機酌宜、設法補救、臨時奏請、何須朕強之使然也。

とあり、「治人ありて治法なし」とは、結局、治政の根本は「得人」であることを強調した言葉である。

⑧ 近藤秀樹「清代の銓選—外補制の成立—『東洋史研究』第十七卷第二号参照。

党比周して君権に対抗することは、尤も許されざる反逆行爲となつたのである。この荀子の思想は、其後法家の哲学に継承され、律令の思想的淵源となつて独裁体制の維持を図ろうとする中国歴代の君主に便宜的に採用されたものと思われる。ただ中国に於ては、前漢の武帝の時に、董仲舒の進言により天人合一を説く儒教哲学が採用されて以来、君主は道の体得者として王道を實踐する義務があるとされてきた。

ところで朋党比周の嚴禁を律に規定するようになったのは、明律に〈姦党〉の項目が出来てからである^②。そしてこれは明の太祖による独裁君主権強化と関連があると思われる。洪武三十年になる明律は唐律と共に二大法典の一をなすものであるが、体系内容の点では、全く名目を一新している。尤もその精神においては、唐律を継承する面が多いが、独裁君主体制の整備に伴なう新たな規定も加味されていたのである。そしてこの〈姦党〉の項目こそ明律の一つの特色を示すものであった。というのは、唐律が制定された時代においては、皇帝権は中世以来の門閥貴族に掣肘される面が残存しており、皇族と貴族の關係は、後代ほど上下の支配が嚴然としていなかったからである。この有力貴族が門閥を維持強化するための基盤が朋党でもあった。その後独裁君主権の強化に伴ない、門閥貴族は抑制され、それに替って科挙官僚の台頭をみる。この場合はそれぞれの階級基盤に依拠した政策をめぐる朋党の争いや、宮廷における官僚と宦官の間の主導権をめぐる争い等が展開され、それが結局は君主権を弱体化させる働きをしている。〈姦党〉の項目を明律に導入したのは、明朝であったが、結局は明末における〈朋党〉の争いが、明朝の君主権を弱体化させその衰亡を早めた。

明朝を継承した清朝は、この点に鑑みて、明律の規定の強化をはかり清律を制定した。清律の整備、運用は入関後の順治朝より始まるが、その各項目を実あるものにするため尽力したのは世宗であつたといえよう^③。特に世宗は清律における〈姦党〉の項目を一連の断罪事件に適用している。すなわち清律の

若し^④在朝の官員、朋党を交結し、朝政を紊乱する者あらば、皆斬す。妻子は奴と為し財産は入官す。（大清律例会通新纂 卷五、吏律職制）

という規定は、年羹堯断罪の重要な理由となったものである。ところで年羹堯の幕友汪景祺の場合は、清律の

凡そ諸衙門官吏及び士庶人等、若し宰執大臣の美政才徳を上言する者有らば、即ち是れ姦党なり。務めて鞫門窮究を要す。来歴明白の犯人は斬に処す。妻子は奴と爲し、財産は入官す。(右に同じ)

という規定に該当した。すなわち官吏士庶が〈美政才徳〉を上言することは〈猷媚〉であり私恩に報いるもので、公心より出づるものでないということである。汪景祺はその著「西征隨筆」の中で、年羹堯は陝甘総督となると、前総督の治政の失敗により吏治が荒廢し、人民が苦しんでいた陝甘地方の再建につとめた功勞者であること、またその軍事的功績は古今稀なるものであり、宇宙第一の偉人であると最大限の讃辭を贈っている^④。この讃辭が世宗によると〈猷媚〉ということになり、〈姦党〉の根拠となったのである。ただここで注意すべきことは、汪景祺が批判の対象にした前総督鄂海は、満人官僚であり吏治に暗かったことが失政の原因であるのに対し、年羹堯は漢軍八旗の出身ではあるが、漢人官僚として吏治に通曉していたことが善政の根拠としてある点で、汪景祺の思想には、単なる〈猷媚〉だけにすぎない。満人支配体制に対する批判が秘められていたことが、世宗の怒りをつつ最大の要因であろう。事実、世宗は汪景祺が康熙帝の治政を誹謗した点を断罪の理由としている^⑤。ここに吾々は、世宗の朋党嚴禁に対する執拗なまでの強硬姿勢の意図が、満人支配による独裁君主体制の維持強化であったことを伺い知るのである。

そこでこの点を今少し明らかにするために、雍正朝における文字の獄^⑥の中で、特に陸生柁と曾靜の事件についてみておこう。この両事件は、年羹堯・蔡珽の朋党断罪事件のけりがついた後で発生したものであるが、思想的には共通の底流がみられた。陸生柁は謝濟世と同様広西の人であり世宗からその党派的連りがあるものとして疑いをもたれた。

伊は広西の人に係る。平月必ず李紱・謝濟世と結びて党援をなす処有り。……是を以て伊を將つて革職し軍前に発往、謝濟世と同時に効力せしむ。一は則ち満州の尊君親上の心、此の如く其れ謹凜なるを觀せしめ、一は則ち我朝兵營の制、此の如く整嚴なるを觀せしむ。(世宗実録 卷八十三 雍正七年秋七月丙午の条)

とあり、世宗は陸生栢が清朝の中国支配を批判した点を断罪の理由としている。特に彼が〈通鑑論十七篇〉を著して、その中で〈封建制〉を美化し〈郡県制〉を批判した点を問題にした。

其れ封建を論じて云う。封建の制、古の聖人の万世無弊の良規にして、之を廢して害を為す。……今に至るまで害深く禍烈しく、言うに勝り可からざるは、皆郡県の故等の語あり。……秦漢の後、土地は之れ天子に属す。一は封建使ち私心多し。故に郡県を以て公と為す。(世宗実録 卷八十三、雍正七年秋七月丙午の条)

とのべ、世宗にとつては封建を論ずることは私心があることであり、公である郡県制——つまり独裁君主を頂点とした中央集権体制を否定するものとして把握した。そして世宗は、

大凡叛逆の人、呂留良・曾靜・陸生栢の流の如きは、皆宜しく封建に復するを以て言を為すべし。(右に同じ)

とのべ、大逆の徒が凡て封建論者であった点を指摘している。ところで「大義覺迷録」を書き、清朝の治政批判から称讃へと思想的変節をなした曾靜に、当初において清朝批判の思想的影響を与えた呂留良に関しては、既に先人の秀れた研究がある^⑧。特に小野川秀美氏が呂留良の思想の特色として〈華夷の別〉と〈井田封建論〉についてのべていられるのは卓見である^⑨。この両論は陸生栢の場合もそうであったが、世宗が尤も容認しがたい現体制批判の見解と考えていたからである。しかもこの両論を称讃する者が、満人支配に不平を抱く漢人士大夫であるとなれば、その思想を緊急にすみ取る必要が満人独裁君主にはあったのである。漢人士大夫の反満思想は、明末清初江浙や広東等の東南沿岸地方には根強く存在しており、〈復社〉を基盤として活動を続けていた。〈復社〉そのものは、清朝の東南支配が進行するにつれ禁止、弾圧されたが、その反清思想は種々の様相を呈しつつ残存していた^⑩。その様相の一つとして反満思想の持主が動もすれば、封建論者であったことと、これが朋党を結成する可能性をもっていたことを感知した世宗は、これらの思想・運動に対して苛酷な弾圧——文字の獄を行なったのである。

以上吾々は雍正期における朋党嚴禁の思想の由来と、文字の獄にまで発展した封建論批判との関連性について考察して

みた。ここから吾々は世宗のいう公とは郡県制であり朋党蔽禁であるのに対して、私とは封建制であり朋党拡大を意味するものである点につき指摘した。また吾々は何故世宗が当時士人が絶対視していた歐陽修の〈君子有朋〉の説を斥け、君臣好悪の論旨を公布したかについて考えてみた。これらの考察を通して得た結論はおおよそ次のようになる。独裁君主世宗にとっては、君主の命令は絶対であり、官僚は忠実にその命令を遵守することのみが要請され、君臣間を朋友關係で論ずることは、君主の尊嚴を犯すものと考えた。歐陽修は〈君子有朋〉の説で、党は斥けたが朋はむしろ積極的に奨励した。しかし世宗は治政においては朋もまた党と同様にみなすことにより、君主と臣下との蔽然たる差異を表明したのである。ここから封建論は君主のみに集中する権力を削限して、その権力の一端を臣下に分与する思想として否定されることになり、そのような思想を抱くことは私心であるとして蔽禁されたのである。世宗にとっては、凡ゆる統治権力の源泉は、独裁君主のみにあったのである。^⑩

さて第三・四章の考察を通して世宗の治政の最大の課題が朋党蔽禁であったことがほぼ明らかになったものと思われる。同時に年羹堯・蔡珽断罪事件の起った政治的・思想的必然性も自ら解明できたものと思う。ところで吾々が年羹堯断罪の根本的な理由として指摘しておいた督撫層による地方権力構築の志向には当然財政的な裏付けを必要とするが、それが〈營私〉として独裁権力により批判されることになった。次章ではこの營私の問題を分析することにより、年羹堯私財蓄積の意図を検討しよう。

① 荀子卷十一、疆國篇

是為是、非為非、能為能、不能為不能、併已之私欲、必以道夫公道
通義之可以相兼容者、是勝人之道也。

とあり、私欲を斥けて公道通義を兼容することが為政者の道であると規定している。この篇で荀子は力よりも義を尚ぶ事の重要性を指摘する。そして結党して義を軽んずることは、尤も戒むべきものと考えた。

入其國、觀其士大夫、出於其門、入於公門、出於公門、歸於其家、
無有私事也。不比周不朋党、偶然莫不明通而公也、古之士大夫也。
(右に同じ)

とあり、秦國が強國になった理由は、士大夫が公私の別をわきまえて、朋党比周しなかったところにあったとのべている。このように荀子には既に朋党が公権を阻害するものであるという思想がみえている。と

ところでこの朋党比周を戒める思想は、韓非子によってより鮮明に叙述されている。

重人者也、無令而擅為、虧法以利私、耗國以便家、力能得其君、此所謂重人也。（孤憤篇）

とあり、法令を無視して私利を図り、國家をわがものとするものを重人と規定した。そして朋党比周の者は、重人に信ぜられて公権を愈々侵害するものであるとのべた後

大臣挾愚汚之人、上与之欺主、下与之取利侵漁、朋党比周相与、一口主惑、敗法以乱士民、使國家危削、主上勞辱、此大罪也。

とあり、このような重人の行為が國家を危急に導くものであるし、この重臣の大罪を人主が禁じないのも大失であるという。韓非子はこの篇で、法術の士の言を採用しない人主の姿勢を批判しているが、ここが統治哲学における法家の位置を解明するのに大切な問題であろう。

② 明律、卷二、吏律、職制、姦党。

③ 清律は順治三年（一六四二）に「清律集解附例」十卷として制定されたものが、最初であるが、雍正三年（一七二五）には、律の一部が修正され条例が増補されて「清律集解附例」三十巻が施行された。ところで清律における各項目をみると律文の後より詳細な解釈がなされている。例えば姦党の項の

《若在朝官員、交結朋党、紊乱朝政者皆斬。妻子為奴、財產入官。》には

姦人意圖、紊乱朝政以便己私、必先交結朋党、比周相濟二句、當一串講。在朝官員、交結朋党、以相与紊乱朝政者、罪無首從皆斬。緣坐其妻子為奴、籍沒其財產入官。

④ 汪景祺「西征隨筆」一卷、「西安吏治」

吏治之壞、莫甚於陝西。數十年來、督撫藩臬、皆以滿洲人為之、目不知書。凡奏牘批答、第賫之幕客、官方賢否、但委之堂官。雖判日

亦反手於人、吏治民生、皆不過而問焉。惟以刻剝聚斂、為恒舞酣歌之計而已。……總督鄂海去官、年羹堯來深知其弊。於是布政按察監司之不法者、皆劾去之。……全秦吏治、頓改旧觀、大僚与百姓、呼吸可通、酷吏貪官、幾至屏跡。制府洗刷數十年之陋習、整頓數千里之封疆、風雨以時、婦子相保。可謂上不愧君父、中不愧風吏、下不愧民生者矣。

また「上撫遠大將軍太保一等公川陝總督年公書」に

蓋自有天地以來、制敵之奇、奏功之速、寧有盛於今日之大將軍者哉。宮崎市定『雍正帝』参照。

⑥ 雍正期文字の獄については、吳哲夫『清代禁燬書目研究』参照。

⑦ 陸生栢の思想を綠營軍制との関係で論述したものに、檜木野宣『清代重要職官の研究』所収の附編「清代綠旗兵制の研究第六章綠旗兵制の背景」がある。これに関しては、拙稿「雍正期を中心とした清代綠營軍制についての一考察」『東洋史研究』第三十四卷第三号参照。

尚陸生栢は、通鑑論の中で、封建論・兵政論の他、建儲論、隋煬帝論、人主論、相臣論、王安石論、無為の治論を述べ、雍正治政を暗に批判した。

⑧ 容肇祖「呂留良及其思想」『輔仁學誌』第五卷第一、二合期、第五章。

荒木見悟「駁呂留良四書講義をめぐる若干の問題」『哲学年報』第三十四輯、別刷。

荒木氏は、呂留良のような在野の朱子学と御用化した朱子学との対立の様相に焦点をあて、同時に雍正帝の思想対策を探っていられる。氏によれば、呂留良は君主と人民との結合関係を緩和し、統治支配の力を弱体化するために、社会機構を郡県制から封建制へと復古させる要があったと説いていられる。これに対して世宗が「大義覺迷錄」で明らかにせんとしたのは、國家統治権（君臣関係）を血縁共同体（父子

関係)に無条件に優先させる意図があったと指摘されている。

- ⑨ 小野川秀美「雍正帝と大義寛濶録」『東洋史研究』第十六巻第四号、参照。

- ⑩ 小野和子「清初の思想統制をめぐる」『東洋史研究』第十八巻第三号。

ここで氏は、順治十七年の孔科右給事中楊雍建の社盟の嚴禁についての上奏を取りあげ、この上奏が専ら問題にしているのは、第一には社が海上の遺民と関係をもっていることに対する警戒であり、第二には政界における社の進出を阻止することであったと思われるのとべていられるが、筆者の私見ではこの上奏の最初にみえる「朋党の禍は、草野に醸し、其源を塞がんと欲すれば、必ず先に盟社を杜絶せん」とある朋党の嚴禁こそ楊氏が尤も主張したかったことであろうと思う。

劉師培「普告漢人」『左盦外集』には

文禍而外、士權其虐、復有二端。一為禁止盟社。……十七年給事中

楊雍建原文請禁妄立社名及投刺稱同社同盟。詔從其請。……康熙二十五

年查革社學。雍正二年又立例拿究社學。由是士子無切磋之益。雖秦

皇之禁偶語、不是過也。

五 年羹堯畜財(營私)の情況

年羹堯断罪の理由は、朋党を結成し私財を蓄積したことにあったが、ここでは私財蓄積に問題の焦点をあててのべておこう。

年羹堯は陝甘総督と対ジュンガル・ロブザンダンジンとの戦争という非常事態を利用して戦利品の抄没、軍需品の冒銷、捐納銀の勒索、贈賄の收受、塩茶・関税の入己、木材等の私販等々の私財蓄積事業を公然と進めた。これらはいずれも貪黷の罪・侵蝕の罪として断罪の対象となったが、以下それぞれについてその内容を吟味しよう。

とあり、結社の禁は順治年間に始まり、雍正年間に完成したと述べている。

- ⑪ エチアヌ、バラーンシュ『中国文明と官僚制』、「旧中国における政治理論とその行政的現実——一七世紀中国における政治思想——」村松祐次訳、みずす書房 には明末清初の著名な經世士人中、黄宗羲・顧炎武が封建論者であり、王船山が郡県論者であったことに注目しているところで筆者は、彼等がいずれも強烈な排滿論者であり、民族主義者ではあったが、政權構想となつて何故このような相違がみられたかという問題に関心をもっている。黄宗羲・顧炎武が封建論者であったのは、彼等が江浙出身であり、そこの封建を尊ぶ文人の思想と、それに基づく復社活動等に影響されていたからであろう。王船山の場合は、湖南出身であり、封建論の影響が少なかっただけでなく、彼自身法家思想を尊重するところもあり、國家構想としては中央集權—郡県制を尊重したものである。ところでこの点では王船山の思想と、雍正帝の統治哲学が一致している。尤も王船山は民権を尊重する思想を有しており、君權強化の雍正帝の思想とは相入れないことは言うまでもない。この点に関しては今後研究するつもりである。

(一) 戦利品の抄没の項目として

○ 抄没塔児寺^{タルス}喇嘛砂西草等物、私自變価一万四千余両（世宗実録 卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条）

とあり、年羹堯の派遣軍は塔児寺から収奪した戦利品を變買し、一万四千余両を入己している。この他にも年羹堯の派遣軍が青海のラマ寺院から多大の金銀を没収した情況について、

臣密に訪得したるに、年羹堯雍正元年十月内に于て、西寧總兵黃喜林を派して郭莽寺を剿滅せり。黃喜林寺内の喇嘛を將つて、尽く殺戮を行ない、得る所の金仏貂皮元狐珠寶金銀袖緞等の物、共に四十余車、賔夜年羹堯の官帳に運交し、巡捕官典史胡頭、家人魏之耀収め訖われり。又四川巡撫王景瀨、寧夏總兵王嵩を派して白塔寺^{ホト}以及爾格楞寺を抄殺し、其の金銀珠寶を収むるに、其の数を知らず（專輯下 署理固原提督印務總兵官馬煥）

とあるように、青海の主要なラマ寺院から金銀珠寶を略奪しているが、その際彼の私人、黃喜林や家人・魏之耀がその任務を遂行していたのである。^①

(二) 冒銷の項目として

○ 冒銷四川軍需一百六十余万両、又加派銀五十六万両、冒銷西寧軍需四十七万両。

○ 運米四万石至軍前、冒銷脚価四十余万両。

○ 借名建築布隆吉爾城垣、冒銷錢糧。

○ 將現貯西安未運米一万石、捏稱運至西寧、冒銷脚価四万六千余両。

○ 買貯威長等八鼎米、浮銷価銀一万五千余両。（世宗実録 卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条）

とあり、これらはすべて對外戦争に要する軍需費用の一部を収得したものである。この内第一項目を最初に具題したのは四川巡撫、王景瀨であったが、彼は

査するに年羹堯四川任内に在りて軍需銀一百六十万両有零を冒銷し、軍需名色に借りて銀五十六万両有零を私派せり。（文献叢編）

所収、諭旨不録奏摺 四川巡撫王景灝 奏年羹堯捐馬情弊摺)

とあり、年羹堯の四川での軍需浮冒を明らかにしたものの、西寧軍需になると、

年羹堯西寧に在り、兵丁に散給するの皮襖、捐脩せる火繩・鉛彈より及び各項の賞需等の費有りて、是れ其の用いる處、固より亦之れ有りりと雖も、然れども浮冒も亦復少ならず(專輯下 雍正三年八月初八日 四川巡撫王景灝)

とあり、これらの必需経費を除いて、その浮冒は仍二十余万あるとのべた。しかし實際の冒餉額は四十七万兩あり、これはのちになって王景灝は年羹堯の私人である故、その冒餉の事実を隠蔽していたのであると、川陝総督兵鍾瑛等によって暴露されている。^②

次に第二項目に関して、王景灝は、

^{かぎ}所有虚浮は、皆米豆草束を採買する等の項及び僱運脚働内の藏掩に在り。(專輯下 雍正三年八月初八日 四川巡撫王景灝)

とあり、米石採買及び脚働を捻出する際に浮冒が生じ易いとのべている。

年羹堯並びに旨に遊って西安に於て買運せず。私に沿辺甘肅等の處に向いて買米運送し、西安より甘肅に至る一路の脚働を將って俱に侵蝕入己し、共に銀四十余万兩を侵蝕す。(專輯下 雍正三年五月初十日 范时捷)

とあり、年羹堯は採買地で米を購入せず、沿辺で購入する方法で脚働を浮かしている。もともとこれは年羹堯が対外戦争に要する費用を捻出するため、康熙六十一年に西安にて運米事例を開いたものであった。ところでこの件に関して年羹堯は、

変売せる余剩の口糧草料等の物と、各項節省銀共に十二万兩、臣が得たるは是れ実なり。(「文献叢編」所収 年羹堯奏摺四十一 奏

弁范时捷所参各款摺)

とあり、その一部の侵蝕の事実を認めている。

ところでこの進蔵に際しての軍需費用の經理は、年羹堯の家人魏之耀に委任されていたのである。^③

(三) 捐納勒索の項目として

○ 勒索捐納人員額外銀二十四万兩。

○ 侵用康熙六十年起、至雍正三年俸工銀十四万九千余兩。

○ 侵用河東監政盈余捐修銀五万六千余兩。

○ 侵用紀廷詔等捐解銀一万兩。(世宗実録卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条)

とあり、軍需費用捻出の理由で、種々の名目の開例捐納を実施し、捐例銀を勒索している。すなわち

事例、駝一隻毎に定価折銀七十二兩、米一石毎も亦定価折銀七十二兩なり。年羹堯捐納を管理するに、駝一隻毎に額外銀三十六兩を勒し、米一石毎に亦額外銀三十六兩を勒す。計るに共に捐過銀六十一万六千余兩を収め、年羹堯共に銀三十余万兩を婪す。(專輯下

雍正三年五月初十日 范時捷)

とあり、年羹堯は西安での開例捐納に際して額外銀三十余万兩を勒索したと指摘されたのに対して

臣此案の捐納に於て、羨余銀十八万兩有零を収得したるは是れ実なり。(「文献叢編」所収 年羹堯奏摺四十一 奏弁范時捷所參各款

摺)

とのべ、正項並びに造冊に使用した経費を除いて、一部を収得した事実を認めている。これは最終的には二十四万兩の勒索と決定されたが、その根拠は明らかでない。次に陝西省ではやはり軍需にかこつけて官員から俸工銀を捐納させたが、それが雍正元年十一月に停止されたのにもかかわらず、年羹堯は雍正二年旧に照して公捐させた。それで康熙六十年より雍正三年までの期間を合計すると、俸工銀十四万九千余兩を侵用したことになる。雍正二年の分だけでも五万余兩を侵用している。これに関して年羹堯は

臣雍正元年に於て、官に委して延緩一帯の復業窮民を接濟す。又西寧用兵に因り、塘站を安設し、子母砲・火藥・鉛子を製造し、弓箭等の物を添補し、以及調撥せる進勤兵丁に、駝載の軍装脚価を幫給し、以て馬力を省く。又育嬰堂・養濟院を建造す。数年以來臣

共に俸工銀五万兩有零を動用するは是れ実なり。〔文獻叢編〕所収 年羹堯奏摺四十一 奏弁范時捷所參各款摺

とのべ、官員が俸工銀を自主的に捐納したこと、それを軍需や社会施設に使用したとして侵用の事実を否定している。当時俸工銀を捐納することは慣例となっていたが、督撫層がこれを利用して捐例銀を勒索していたのである。年羹堯の場合もその例にもれずかなりの捐例銀を着服していたのが事実であろう。

(四) 贈賄の項目として

- ㊦ 題補官員受謝儀四十余万兩。
- ㊧ 受趙之垣金珠等物、值銀二十万兩。
- ㊨ 取受樂戸寶絳榮銀兩。
- ㊩ 受宋師会銀一万兩並玉杯等物。
- ㊪ 取受葛繼孔餽送古玩。
- ㊫ 受傅沢濼賄、明知虧空不行查參。
- ㊬ 勒令四省効力人員、每員幫銀四千兩。
- ㊭ 受參革知府饒廷芳賄、欲帶往陝省。(世宗實錄 卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条)

とあり、題補官員、効力人員、參革官員等から種々の贈賄を受けていた。范時捷は、

年羹堯の保舉題補せる各官は、悉く營私受賄多し。或は事前に於て収礼し、或は過後に於て取謝し、總督を恃みて謀利の区と爲し、
屬員に傍りて肥家の計と爲す。広く賂遺を納め、賍私鉅万、俱に伊の家人魏之耀、敵大等を用つて過付絳收せしむ。(專輯下 雍正

三年五月初十日 鑲白旗漢軍都統范時捷)

とのべ、年羹堯が屬員の保舉題補と引きかえに多大の賄賂を収めていることと、その會計收納の事務は、彼の家人が担当している点を指摘した。これに対して年羹堯は、

保拳題補の官員の昏謬錯誤なる者に至りては、臣何ぞ免るること能わん。先に收礼し、而して後索謝すると屬員を吞噬するが若きは、並びにその事なしは是れ実なり。（「文献叢編」所収 年羹堯奏摺四十一 奏弁范时捷所参各款摺）

とのべ、范时捷の指摘を一部認めつつも弁解も行なっている。年羹堯が保拳題補の官員から贈賄を受けていたのは事実で、先述したように彼の管轄地陝甘兩省では、官員の奔競がかなり熾烈であった。

また参革官員からの贈賄もかなりあったが、中でも直隸巡撫趙之垣の贈賄は多額であった。

趙之垣の如きは、自ら参拾万兩を進銀するを願ひ、年羹堯に発与して催完す。趙之垣僅に貳拾万兩を繳して、年羹堯代りに請豁を為す。……西安の人、趙之垣の年羹堯に礼物を送るを見るに、每次必ず皮箱数拾隻を用う云々。（專輯下 雍正三年六月十七日 直隸總督李維鈞）

とあり、直隸總督李維鈞は、趙之垣が年羹堯に二十万兩相当の礼物を餽送したと上奏している。また陝西固原提督、馬煥は、

前署直隸巡撫趙之垣の家人、杜姓なる者は常に人に与えて言う。我が主子大差を辦ずるを除くの外、年總督私に自ら我主子の銀子貳拾余万兩を得たり。他の家の敵魏式堂官は参万余兩を得たり。式堂官の家人も亦数千兩を得たり。（專輯下 雍正三年四月十一日、署理陝西固原提督印務總兵官馬煥）

とあり、この際趙之垣は年羹堯のみならず彼の家人である敵・魏、更にはその家人にも餽送している。趙之垣は直隸巡撫時代に年羹堯に虧空銀が多額であった点を指摘されて革職され、陝西省の年羹堯のもとに効力の員に発せられた人員であり、年羹堯は趙之垣の失政を巧みに利用して賄賂を強要したのである。

ところで後になって趙之垣は、彼の一族である趙弘焯から家産侵吞という理由で訴えられた。その時趙之垣は直隸での虧空問題にふれ、虧空の理由は、年羹堯が彼の叔である前直隸巡撫、趙弘燮の虧空銀四十万兩を侵欺入己したことにあり、趙弘燮の後任を狙う年派の李維鈞が年羹堯と結託して、趙弘燮、趙之垣を排斥した事実を上告した。^⑤ここに直隸の

巡撫の缺が虧空問題を焦点にしていたこと、それに年羹堯の朋党が関係していたことが明らかになった。官員が年羹堯に贈賄する場合には、趙之垣のように、自己及び一旅の失政を隠蔽してもらうことも多々あったのである。偶々趙之垣の場合には、年羹堯の弾劾が開始されると、その失政を凡て年羹堯のせいにしてしまったのである。

(五) 塩茶・関税の入己及び私占・私派の項目として

㊦ 隠匿夔関歴年税銀八万八千兩、又加派軍需糧規五万余兩。

㊧ 将寧獲私茶 罰贖銀四万余兩入己。

㊨ 侵用河東塩政盈余捐修銀五万六千余兩。

㊩ 遍置私人私行塩茶。

㊪ 私占威寧等十八処塩窩。

㊫ 蒲州盤整私塩計值一万兩入己。(世宗実録 卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条)

とある。㊦の夔関は、四川・湖広を結ぶ要所にあり、常関が設置されて関税徴収が行なわれていたところである。先述したようにこの夔関を管轄する夔州知府に蔡珽信任の程如絲が赴任してきてより年羹堯の思惑通りいかず、これが蔡珽參劾の一因をなしたところである。

㊬の私茶に関しては、吏部左侍郎史貽直、刑部右侍郎高其佩の奏摺に、

臣等命を奉じて原任川陝總督年羹堯の茶商を誣罰し、塩窩を私占するの二案を審理せり。縁るに商人王欽菴、第自義等十一人、湖広自り茶を買い、陝州平陸等の処に屯貯す。威寧知県嚴士俊、年羹堯に私稟し、人を遣わし省を隔てて提拏、誣うるに私販を以てし、贖罪銀一万四千兩を勒派す。(世宗実録 卷三十六 雍正三年九月庚申の条)

とあり、ここには年羹堯の朋党であった威寧知県嚴士俊が、私茶の理由で私商から贖罪銀を勒派している。また私塩に関しては、

年羹堯塩務を管理する時、旧商を革退し、伊子年富・年斌を將つて、商人富斌等の名色を偽編し、山西潞安沢州等の十七処の塩窩を私占す。自ら本銀を出し行塩し、別に心腹の人等をして商名を偽編し、陝西威寧等十八処の塩窩を私占し、己に代りて行塩せしめ、前後利銀十七万二千二百兩を得る。又、敲士俊の言を聴信し、印票一万二千張を私行し、每票十引を抵作し、共に塩引十二万張を増し、^五止十方を以て具奏し、其二万張の課銀は尽く私橐に入る。（右に同じ）

とあり、ここでは塩窩を私占するため、旧商を革退して、伊の子や私人を商人に仕立てたり、また印票を私行したりした。このことは明らかに従来から河東塩の販売権を有していた山西商人の不信を招き、彼等が山西巡撫や關係各官を動かして年羹堯弾劾を行なわせたのではないか。

竊査するに、年羹堯の行塩本利銀兩は、部臣史貽直等の審明を経、巡撫御史に交して變追入官す。塩臣馬喀、商人范毓龍等の呈に抛るに称すらく、潞沢等十七処、応に變すべき塩価を將つて、現存銀兩並びに房屋共に銀二万四千七百餘兩、地方官をして自ら變売交納を行なわしむるを除くの外、其存積塩引、応に變銀すべき一十五万七千餘兩は、請うらくは十年に分ちて帶銷せしめん。（文献叢編）所収 諭旨不録奏摺 西安按察使許容 奏年羹堯行塩銀兩分年帶銷情弊摺

とあり、山西商人の巨頭范毓龍が塩官の要請によって年羹堯の行塩本利銀兩の變追入官に協力している。^⑥年羹堯は河東塩の販売権を私占するため、当地の行政官に大幅に自己の私人を任命し、山西行政の全権を握ろうとしたのであるが、その意図を察知した世宗の巻きかえしと、清朝政權と固く結びついていた政商の利益保持の壁に阻まれ、この試みは成功しなかったのである。^⑦

（六）私販の項目として

- ① 差家人高四、販買馬匹。
- ② 令家人顏泰、將馬匹發興安各鎮、勒取重價。
- ③ 委典史朱尚文販買木植。

㊦ 令馬起龍売茶、得銀九万九千余兩。(世宗実録 卷三十九 雍正三年十二月甲戌の条)

とあり、馬・木材・茶等の販売を家人、典史等に行なわせている。この内年羹堯が尤も大規模に行なった㊦項の木材販売の問題についてのべよう。江安糧道馬世珩の詳によると、

雍正二年九月間、陝西莊浪興典史朱尚文、川木兩牌を押運する有り。年羹堯杉栢等の木を採買し、運びて江寧に至り賣售するに係る。嗣いで木商余國旬発売する有り。費用を除くの外、現存市平銀八千二百兩なり。(「文献叢編」所収 諭旨不録奏摺 江蘇巡撫張楷 奏年羹堯運售川木並未納稅摺)

とあり、年羹堯は、莊浪県の典史朱尚文を遣わして湖広・江浙に赴かしめ、四川木植を販売させている。その際四川巡撫王景灝は、重慶府知府蔣興仁に委託して、この川木を四川商人高符吉に賒与して価銀を議定させ、典史朱尚文に交互して取去させた。ところがこの高符吉こそ年羹堯の御用商人であった。㊦川陝總督岳鍾琪の上奏によると、

商販高符吉は……向に年羹堯の門下に在りて行走し代りて買売するの人なり。其の本を領して經營するは断じて此に留まらず……再査するに高符吉は湖広漢陽縣の人なり。年羹堯川撫に任たりし時、即ち行財に任用せられ、米木を典販し、其家巨富なり。年羹堯の賫販を窩隱すること、量も亦少なからず。(專輯下 雍正三年九月初七日 川陝總督岳鍾琪)

とあり、高符吉は年羹堯の委任により四川の米木を湖広方面に販売し、巨利を得ている。更に川木が湖広を経て江浙方面に販売される場合、通過する龍江関などの税関では、年羹堯の圧力により無税であった。江西巡撫裴率度の上奏によると、年羹堯川木及び広東紫檀木を私販して現に江南にあり。臣思うに運木は必ず各関を経る。何を以てか並びに未だ報に抛らざるは正に行査に在り。随ちに南康知府張景良の首報に抛るに、雍正二年六月間、川木簾一宗関に到る有り。該料三百陸十余兩なり。布政使石成猷の書函を持有するに、江安糧道馬世珩の転托を受く。内に開すらく、年公爺の木植関に到らば、即ちに料銀を放ちて代完す。因りて放関に遊いて、未だ回明に及ばず。(「文献叢編」所収 諭旨不録奏摺 江西巡撫裴率度 奏年羹堯私販川木摺)

とあり、川木及び広東紫檀木の江浙方面への私販と常関無税通過の実態が述べられている。この時江蘇巡撫何天培は、年

羹堯の威力を恐れて事実究明を怠ったようであり、各担当官もみてみぬふりをしていた。^⑨このように、年羹堯は私人の行政官や御用商人を利用したり、税関に圧力をかけたりして、四川の木植を大量に運搬し暴利を得ていたのである。^⑩

以上は年羹堯断罪の理由としてあげられた諸項目につき分類整理したものであるが、これ以外にも年羹堯が暴利を得るために行った事業に房地・典当業の経営があった。

又通州當舖厝座、応に查齊の日を俟ちて分晰造冊報部すべし。その房地租銀、當舖本利は応に查追入官するべきに似たり。魏之耀等の産業に至りては、已に経に其の家口を封貯し、応に刑部に解送し、内務府に交して聖裁を奏請すべし。また伊等僱工の人、臣が奏明を経て、旨を奉じて釈放す。その白契典売使用の人頗る多し。その籍貫親属を査して贖身を准予し、無力な者有れば、その自便を聴す可きや否やは、聖主の特恩自り出づ。(「故宫文献」第三卷 第三期 署直隸總督蔡瑛)

とあり、年羹堯は通州に當舖をもち、家人魏之耀にその経営をやらせ、傭工の人を多数使用していた。通州と言えば、清代河運の根拠地であり、流通経済の要所であったところからみて、年羹堯の當舖経営はかなり大規模なものであったと思われる。この當舖には多数の傭工の人が使用されていたこと、しかも傭主とは白契典売の傭用関係にあった点などは中国官僚商業資本の経営の実態を示すものとして注意すべきであろう。

ところで年羹堯は蓄財した資本の一部を典当業等の事業に投資をしたが、その大部分の財は各地に寄匿している。^⑪

年羹堯の資財保定に蔵寄する者、共に箱匣厨櫃、捆包等の項四百三十一号。……又魏之耀・魏之輝等の貯うる所の玩器……等項共八十六号。……又易州の冊報に拠るに、年羹堯の家人敵二等の存銀四千三百余兩、細緞……等共に六十五箱。……年羹堯の房屋地敵、臣核算したるに、共に地二百九十七項有奇、房一千二十余間云々。(諭旨七函 署直隸總督蔡瑛)

とあり、北京近郊の保定・易州に於て、年羹堯は、家人魏之耀・魏之輝・敵二等に委してその資財の隠匿を行なっている。その場合一般奢侈品、退蔵金銀と並んで土地・房屋があることに注意したい。退蔵金銀は何時でも資本に転化しうるものであったし、土地・房屋に至っては十分利殖の手段になりうるものであった。

ところで年羹堯が私財を寄匿した場所は、首都圏である直隸の他では、彼の赴任地であった西安や、先進経済地域江南等であった。直隸ではへ蔵匿寄放の家、年羹堯の莊頭家人の如きは、各州県地方に居住す^⑭とあるように、年羹堯は莊頭家人を各州県に散在させており、財産も分散させることにより官憲の追及を免れようとしていたのである。また江南では族兄の鑲白旗防禦の年文煜に委任して鎮江で房屋を賃買し、財物を蔵匿せんとしていた^⑮。鎮江は首都圏に通ずる運河と江南の主要都市を結ぶ運河の拠点であり、交通の要所であったところから、年羹堯は他日再起の日を期してここに蔵匿したのである。これに対して

今日財物を蔵匿、三窟を巧營するは、他時を待ち、此を以て人心を要結し、国事を蠱惑せんと欲する耳。夫善人の富は之を賞と謂い、悪人の富は之を殃と謂う。朕若し早に其の姦を燭し陰謀を破散せざれば、年羹堯将来又必ず此を以て殃を召き、且つ国事に于ても亦大いに關係有り。(專輯下 雍正三年六月二十六日 諭旨)

とあり、世宗は年羹堯の場合その囤積の意図が再起のための資源にせんことにあつたと述べている。このように世宗は年羹堯私財囤積の意図をいちはやく見抜き、それを根絶するため断罪という強硬処置を取つたのである。

以上年羹堯私財蓄積の情況と断罪の内容を分析した結果、吾々が得た結論は、独裁君主権力体制下における官僚資本の実態はいかなるものであつたかということであつた。一般に官僚が資本を蓄積する場合にとる方法は、種々の名目の勒索、冒銷、陋規等による公費の不正取得と、私販、典当業等の資本の運用による暴利の取得であつた。年羹堯の場合は、更に軍事情勢緊迫を理由に、多額の軍需費を不正取得することができたのである。しかもそのようにして取得した富を運用する場合に、商人と結託するか、また自分の私人・息子を商人に仕立てるなどして暴利を得ていたが、これは官僚と特権商人が一体となつていたことを物語っている。

しかし吾々が見逃してならないのは、この官僚の商業資本を運用していたのが、官僚の家人であつたことである。家人は家奴とも称し、身分的には主家に束縛^⑯される面もあつたが、官僚の家事・家財を管理運営する任務を与えられていたか

ら経済的には富裕であった。年羹堯も多数の家人をかかえ彼等に私的事業を経営させたが、家人の中には魏之耀にみられるように数十万の私財を蓄積するものさえあったのである。家人は家主たる官僚の資本が増大するのに比例してその資本を増大し、彼等家人はまた自己の資本を運営する家人を雇傭するというふうに着層的な家人集団を構成していた^⑮。ただ家人のみの独立経営はあり得ず、家主たる官僚とは一種の運命共同体であったのである。従って年羹堯が断罪された時^⑯、家人も同様に断罪され、その財産は没収された。

さて吾々は年羹堯が何故（官私）の理由で断罪されなければならなかったかという点について考えてみよう。清朝財政機構に於ては、官僚がある程度の公費の不正取得を行ったり、資本を運用して私財を蓄積することは黙認されていた。但し、その蓄積が国家財政を凌駕する徴候がみえた場合には、独裁権力はそれを容認しなかったのである^⑰。事実年羹堯の場合、塩・茶・木材等の官用物質の販売を通して獲得した財は多大であり、それによって国家の専売益金・関稅収入の減少をもたらしていたのである。ところでもし独裁権力が地方督撫層の膨大な私財蓄積を放任しておけば、督撫はこの財政的裏付けを背景に、地方に強力な権力を樹立する危険性は十分存在していたのである。そこでこのような傾向を察知した世宗は、年羹堯断罪にふみきると共に、一連の理財政策を推挙するのである^⑱。

① 佐藤長 前述の論文に、年羹堯の隊のラマ寺院略奪の状態が詳細に記されている。それによると、年羹堯の軍隊が、奇嘉寺、郭隆寺、石門寺、広惠寺を焚焼し多数の武器・甲冑等を略奪したとある。

② 專轄下 雍正三年九月初七日 川陝總督岳鍾琪

詎意、原任西安按察司王景瀛開造冊内、其馬匹數目与草料數目、俱大相懸殊。……今擬開報到臣、与王景瀛所造奏銷冊、一一查對、臣到寧之日、漢土官兵、突支草料騎駝馬匹、共四千二百六十二匹。王景瀛冊報、一万一百六十四匹。……是王景瀛与年羹堯、通同侵蝕。

③ 專轄下 雍正六年七月初三日 四川建昌總兵官趙儒

故年羹堯曾經給臣銀兩、以為進藏路費。而一切出入銀錢、皆係魏之耀經手發給。或得此項、開入賬内、誠屬有之。

④ 專轄下 雍正三年八月十五日 江蘇巡撫張楷

ここには原任湖南巡撫王之枢の張楷にあてた文書が紹介されている。それによると、雍正元年三月に、王之枢と原任江西巡撫王企鵬が、俱に年羹堯在職の陝西への効力行走となった。その際年羹堯は王之枢に捐銀三十万兩を派した。この内王之枢が最初に年羹堯の家人魏之耀に交した銀六万兩の内、一万兩が侵没されたとある。

⑤ 世宗実録 卷三十四 雍正三年秋七月辛亥の条

尚、趙弘燧は康熙四十四年から六十一年まで直隸巡撫の地位にあり、康熙六十一年の冬、雍正帝の即位後、趙之垣がその後任となった。ところが雍正元年、年羹堯が進京した際に趙之垣が肝劣執務で巡撫の任を膺けることが出来ないと面奏して、かわりに年派の李維鈞を推薦した。その理由は趙弘燧の残した虧空銀四十万兩を清理する能力がないということであった。

⑥ 佐伯富「清朝の興起と山西商人」(社会文化史学)、『中国史研究』第二(所収)に山西の豪商范毓敏のことが詳述されている。ここで氏は山西商人范氏が塩菜・米販菜・鯪菜・海外貿易・人参の採取販売などの他票号も経営していた御用商人であったことを指摘されている。

⑦ 諭旨六函 雍正三年五月初六日 莽鶴立

原任運司宋師会在任八年、情徵蓋商積欠課銀一百十六万兩云々
とあり、長蘆塩運司宋師会の塩課銀積欠の事実と、直隸巡撫李維鈞がそれを偏庇した事実を述べたのに対して、

所奏宋師会事、甚屬可嘉。去冬年羹堯在朕前、大為宋師会乞恩。爾密密將宋師会、如何竄緣年羹堯李維鈞之處、察訪明白、拋棄奏聞。

とあり、世宗は宋師会が年羹堯・李維鈞の朋党として塩課銀を着服贈賄していた事情を調査させている。長蘆塩は直隸省の販売を対象とする塩引であるが、年羹堯はそれをも自己の勢力下に入れようとしていたのである。先述したように直隸守道には、彼の家人梁成鼎が任命されていたから首都圏の財政は年羹堯の手に納められんとしていたのである。

⑧ 專輯下 雍正三年九月 初七日川陝總督岳鍾琪

⑨ 諭旨三函 雍正三年七月十九日 鎮海將軍何天培

「文獻叢編」所収、諭旨不録奏摺 江蘇巡撫張楷 奏年羹堯運舊川木、並未納稅摺

於本年七月十三日、拋江安糧道馬世珩詳稱、雍正二年九月間、有陝

西莊浪鼎典史朱尚文押運川木兩牌、係年羹堯採買杉栢等木、運至江寧發售。嗣有木商余國旬發売、除費用外、現存市平銀八千二百兩。世珩因係年羹堯旧屬、難以駁拒。……

とあり、江寧地方の稅務を管轄する江安糧道が年羹堯の旧屬であったため、脱稅は全く放任されていた。

⑩ 專輯下 雍正七年正月初五日 陝西總督岳鍾琪

年羹堯は管轄区域内での私商の私売に対しては公用の名で取締り追賂を行っている。ところが年羹堯自身は公用の名のもとに、大量の木材を販売していたのである。

⑪ 專輯下 雍正三年七月初七日 署理川陝總督岳鍾琪

細查西安涇陽三原、驛行車店賑簿、年羹堯自本年正月起至五月止、用騎馱騾驢子二千二百二十三頭、騾車二百三十兩。……但訪得年羹堯用自己駱駝騾子、馱運直隸、江南、湖広。去者甚多、其數目無從確查。此必聞其家人魏大等、自能悉吐。

とあり、年羹堯の杭州將軍調任に際しての甚だ大規模な移動の状況が指摘されている。

⑫ 專輯下 雍正三年七月初一日 直隸總督李維鈞

⑬ 專輯下 雍正三年七月初七日 鎮海將軍何天培

⑭ 佐伯富「中国近世における士大夫の研究」(三島海雲記念財団事業報告書) 昭48年

この論文の中で、氏は近世官僚がその地位を利用して私利を追求していたこと、その場合近世の官僚は商業に投資することを固く禁じられていたので、官僚は親戚やその他諸種の名義を使って商業を営んでいたこと、その際、官僚の收賄を助け、商業への投資などを引請け、利殖の途を計って官僚の家計を掌った者が家人であったことを指摘されている。

⑮ 年羹堯の家人として著名な者は、魏之耀・魏之輝など魏氏一族、蔽

大・敵二など敵氏一族、桑成鼎など桑氏一族、洪堂官など洪氏一族等がある。

清史列伝、卷十三、年羹堯の項に

欺罔之罪にへ、家人魏之權家産數十万金、羹堯妄奏、毫無受賄とあるように、魏之權は莫大な資産を有していた。この他家人は土地・房屋・当舗等を多数所有している。

⑬ 專輒下 雍正三年七月初九日 署理浙江巡撫印務按察使甘國奎

家奴復有家奴、到杭者男女已不下千人、後來者尚未知其效。

⑭ 平瀨巴之吉前述の書参照。

⑮ ここで注意すべきことは、このような世宗による私欲営利抑制政策

六 世宗の営私抑制策と理財観

周知のように世宗は国家財政の充実と民生の安定を治政方針としていたが、そのためには官僚の営私抑制が根本的課題であると考えていたのである。そこでその第一歩として、雍正二年官僚の関税の勒索と塩税の加派を禁ずる諭令を出している。

故に関差は惟苛求を嚴禁するに在り。舟車絡繹し、貨物流通せしむれば、税自ら額に足る。塩差は惟力めて加派を除くに在り。商困少しく蘇り、尽く旧業に復さしむれば課自ら減余なり……爾等權税を經理する者務めて奉公守法し、遴委人を得、商旅の艱辛を知り、箕歛の弊費を絶つるを期さば、通商は即ち理財足民の所以にして、即ち國を裕かにする所以なり。如し自利自便、上を罔し私を行わば責は帰する攸有り。（世宗聖訓 卷二十三 理財 雍正二年二月丙午の条）

とあり、世宗は官人の私欲主義が理財を阻害するものであり、それを抑制してこそ通商を盛んにし、それが結局國富を裕かにする道だと訓旨した。

このように世宗は商品流通促進を重視していたので、清初に設けられた一種の国内通過税である落地税に対しても、そ

は次、の乾隆朝に入ると弛緩して、再び官僚資本の私財蓄積が促進されたことである。その象徴的な事象として吾々は乾隆期の寵臣和坤の八億両に及ぶ資産蓄積を見ることが出来る。この八億両の資産が、一般奢侈品・退職金銀・不動産投資（土地投資と商業経営）から構成されていた点は、年羹堯の場合と同様であるが、その額はけたはずれに大きい。和坤が資産を蓄積する場合に、その地位を利用して朋党を作り、権力をかさに収賄・勒索によつた点も年羹堯と同様であるが、そのやり方が極めて大規模・組織的かつ巧妙であった点では、年羹堯のそれと比較にならない。乾隆期は一般に大疑獄事件が続発するが、このような社会風潮をもたらした要因を解明するのが今後の課題である。

れが官吏の私徴となり、商品流通の妨げとならないよう訓旨している。

各省督撫をして員を委して監収せしめ、以て科則を定めしめ、その徴収旧額に及ばぬ者も、亦奏聞せしめ、旨を降して年来報出の贏余の処を裁減せしむ。(世宗聖訓 卷二十三 理財 雍正七年十二月癸卯の条)

とあり、落地税に対しても科則を定めたり、軽減を行なうことにより、官吏の無原則な私徴を防止し、その中から各官養廉費や公費を捻出すると共に、民間の商業活動の活潑化を望んでいる。世宗には、商人に生息銀兩の運用を行なわせたり、また典当業を保護したりする一定の商力利用政策がみられたが^①、その意図はあくまで八旗・緑營の生活扶助のための財源確保にあった。従って世宗が商業資本の無制限の発展を望んでいたわけではない。ただ世宗には、年羹堯などにみられる一部督撫層などの膨大な官僚資本の抑制は行なうが、中小商人層の資本に対しては一定限度の保護育成を図る意図があったことは否定できない。というのは、中小商人層の商業活動による利潤は、商税として徴収することにより国費を裕かにすることができると考えたからである。対するに官僚資本の私財蓄積が限度額を突破すると、やがてそれが国家財政を凌駕することになることを世宗は知っていたのである。ここから世宗は官僚の法外な蓄財に対しては断罪の処置を取り、その蓄財の手段となる勒索・賄賂等の行為に対する防止処置を取るのである。それが耗羨の帰公、一定限度額以上の陋規の禁止、養廉銀の支給などの一連の官僚の私欲を抑制する政策である。

各省耗羨銀兩と營伍中數分公糧の公所に存貯するは、原より本省本營の中の、或は公事需要有り、或は各官養廉と為し、地方營伍をして備用に資有りて兵民に派累するを致さざらしむるが為なり。乃ち通權達變の法、其の来るや久し、竝びに正項錢糧の比す可きに非らず。……或は不肖の官員、耗羨を指して正項と為し、耗羨の外に於て、又苛求を事とせば、必ず累を小民に貽すを致す、此風断じて長す可からず。(世宗聖訓 卷二十三 理財 雍正四年四月乙丑の条)

とあり、耗羨銀兩と數分公糧は正項に入れるべきでなく、あくまで機密費的性格をもたせて使用することを公認する一方、それがまた官僚の私欲の源泉とならないよう訓旨した。^②

ところで鈴木中正氏は、この勒索・賄賂を事とする官僚の私欲の問題を、虧欠との関連において詳細に研究された^③。氏によると官僚の勒索・賄賂が頻繁になると州県の虧欠が増加し、それだけ州県の公費の不足をきたすことになる。その上対外戦争がおこると一層その不足額が増増する。そこでそれを補填するために、火耗の徴収と捐納が強制されるとのべている。鈴木氏は研究対象をこれら虧欠がとみに増加してくる嘉慶・道光期におかれているが、虧欠そのものは、清朝初期から既に識者の指摘するところとなり、世宗もまたこの虧欠問題を理財の基本と考えていたようである。康熙末、対外戦争の拠点となった陝西州県に於て、虧欠が多くなり庫帑が空虚となった時に、時の陝甘總督年羹堯は、錢糧徴収の責任者である地方官を疏参して蔽追せんとした。ところが西安巡撫噶什圖は、虧空は速完入告することが出来ないので火耗を加えんことを請うた。年羹堯もこの案に賛成したが、聖祖は、虧空蔽追、火耗徴収のいずれもよしとせず、帑銀五十万両を發して陝西の餉に資せんとした。^④但この聖祖の措置は一時的なものであり、虧空対策は雍正期に引きつがれた。

ところでこの虧空の蔽追・火耗徴収を主張した年羹堯は、一方では勒索・捐納などの手段により私財を蓄積しており、彼は国家財政の真の再建は考えていなかった。従って官僚のこのような姿勢こそ、のちに世宗によって尤も問題とされたのである。世宗は即位後、早速虧空対策に取り組んだが、山西省でこの難問題に尽力した山西巡撫諾岷の政策を最大限に評価した。

諾岷就任後、虧空人員を將つて尽く参革し、公を以て公を完するの法を酌定し、州県の火耗重き者を將つて、蔽に裁汰を行ない、量留の耗羨を酌中し、無著の虧空を抵補し、民間に累及せしめず、而して官員も亦承追力めざるの参罰を免れん……凡そ地方公務需むる所も亦、皆此に於て取給せば、上公を誤まらず、下民を累わさず、此れ実に通權達變の良策也。(世宗聖訓 卷二十三 理財 雍正五年九月戊辰の条)

とあり、虧空対策として火耗の徴収を公認はしたが、その火耗に一定の基準を定め、官員の無原則な徴収に歯止めをしたこの政策を世宗は採用して全国に普及せんとしたのである。

それと同時に虧空の原因となる官侵・吏蝕・民欠の三項を徹底的に清查することを関係各官に要請している。例えば蘇州府・松江府では、

惟蘇松所屬の糧賦活繁にして民欠累積す。官吏此に借りて侵漁し、姦徒其の包攬を肆にす。若し徹底清查せざれば、則ち吏治以て整肅し難く、民風濇厚に由し無し。是を以て特命大臣に清查の事を総理せしめ、又大員を選選して、州県に分査して協理せしめ、官侵・吏蝕・民欠の三項を將つて、明晰清釐せしめ、絲毫も隱混を得ざらしむ。(世宗聖訓 卷二十三 理財 雍正七年十月甲子の条)

とあり、重賦という理由で、虧欠を正当化することは許容しがたいとしている。そこでこの官侵・吏蝕・民欠の弊害を除去する道は、これらを徹底清查することにあると考えたが、そのためには、その政策を遂行する官僚の姿勢こそ肝要であるとした。世宗が中央にあつて尤も信頼した人物は、怡親王であつた。

怡賢親王戸部を総理して自り以來、二三の大臣と心を同じくして、直省一切の正雜錢糧を釐整す。實在存留併びに各封貯せる數十萬兩、以て公用に備うるを除くの外、其余は悉く春秋二季に於て、數を按じて撥解す。此れ自り各省敢て虚取虚報の弊有らず。是を以て虧項漸く清にして帑藏充裕せり。(世宗聖訓 卷二十三 理財 雍正八年九月丁丑の条)

とあり、怡親王が戸部にあつて虧欠対策に尽力した結果、虧項は減少し、国帑が充実したとのべている。世宗が凡ての官僚に求めたのは、怡親王にみられる奉公主義であつた。そして世宗の目からみれば、この奉公を地方で尤も忠実に実行したのは田文鏡であつた。田文鏡が実施した養廉銀・親丁名糧^⑤・公費等の政策が、世宗によって激賞され、法制化されている点からも伺われる。ただ田文鏡の政策は、世宗の治政方針にのみ忠実であり、当時にあつても多数の官僚の支持を得ていなかったのは事実であろう。各地方にあつて私財蓄積に奔走していた官僚にとっては、世宗の奉公主義を遵守する田文鏡は尤も忌むべき存在であつた。しかし世宗にすれば田文鏡を批判することは、世宗の理財政策をも否定するものとして断罪の対象としたのである。

ここで世宗の財政政策についてまとめれば、宗室の私的要素の強い内務府管轄の皇室費に対して節減を命じ、公的機関

である戸部財政の充実を図ろうとしたこと、また官僚の家計における私的要素を出来るだけ排除して公費の確立に尽力する等の一連の財政面における奉公主義は、結局のところ君主独裁権力の絶対化を促進する財政的基盤を確立するためであった。しかるに長年に亘って財政機構における公私混淆の性格が厳然として存在している中国では、私人主義を全く抑制することは不可能であろう。^①とするならばこれに対処する独裁君主世宗の政策は、究極的には法規の力よりも、へ治人ありて治法なしの言葉に象徴されている官僚個々人の儒教倫理的自覚に頼らざるを得なかったのである。ただ雍正期に於ては、まだ権力最高部の公人主義が官僚の私欲主義を抑制しえたのであり、之によって国家財政の安定は保ち得たのである。

① 安部健夫「清代に於ける典當業の趨勢」(『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』所収、のち『清代史研究』に再録) 参照。
 ② 安部健夫「耗羨提解の研究」『東洋史研究』第十六卷第四号 昭33、のち『清代史研究』に再録。

③ 鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』第二輯、参照。
 ④ 清史列伝 卷十三、年羹堯の項、また、專輯下、雍正三年五月十八日、署理川陝總督・岳鍾琪の上奏に

查前督臣年羹堯主張、令州縣每兩明加火耗二錢、將四分解布政司。此於內、督撫各分銀一萬兩、併給督撫衙門、筆帖式養廉、及各項公費。其餘皆布政司取用。又二分解府、為臬司驛道府厅等養廉之需。又以一錢四分解司、分給各州縣養廉与抵補無著虧空。とあり、年羹堯は、加二火耗解司の説を主張していたとあり、岳鍾琪もこの案には基本的には賛同している。とするならば無著虧空対策と

して火耗説を唱えた噶什圖の案を、年羹堯も賛同していたことになる。
 ⑥ 劉師培「普告漢人」『左盦外集』には

又雍正之時、江南与山東俱災。而東督田文鏡、欲誇所屬之豊、請運東米賑江南、而不恤民飢。此湖州不恤民災之証。及臣工上奏、則遣勘災之使、以示慈仁。然康熙之時湯斌言、勘災之臣、所至之地、苛擾美頌、或輟耕待勘、無異再荒、則所謂勘災賑飢者、不過愚民之政耳。

とあり、田文鏡の賑恤政策は愚民の政であるときめつけている。

⑤ 拙稿『東洋史研究』前述の論文参照。

⑦ 鈴木中正、前述の論文に、宋以来確立されてくる清代官僚制に於ては、公・私の觀念はすこぶる重要な意義をもつと指摘されている。また氏は清中期までは公人主義と私人主義とが概して均衡を保っていたが、この均衡が破れ私人主義が解放される王朝末期には人民への誅求圧迫が増加し、それと共に財政の不均衡をもたらしたとのべている。

ま と め

この小論は年羹堯断罪事件を通して清朝独裁権力の意図した治政の二・三の問題について考察した。ここで明らかにな

ったことは、年羹堯断罪の理由としての「結党營私」ということは、世宗のめざす君主独裁権の強化を阻害するものであったということである。世宗は官僚集団に対して公を要求したが、この公とは明らかに独裁君主に忠誠を尽くすことであり、そのことが国家秩序を維持し民生の福祉にも連るということであつた。ここから官僚が私利私欲を追求して、この公権を脅やかすとみられた場合には、その責任を問われることになつたのである。このように独裁君主体制下では、個々の官僚が皇帝に直結するものとして存在し、官僚が朋党を結成して營私することは公権を犯すものとして断罪の対象となつたのである。

しかし翻がえって考えれば世宗がこれほど神経質に「公」を官僚に求めた背景には、官僚集団の中に「私」的要素が充満していたことの反映として考えられる。

そしてこの官僚の「私」的要素の充満こそ明末清初来の社会の変化——たとえば所謂郷紳などの私的支配をめざす動きがその背景にあつたと思われる。すなわち官僚は地方においては郷紳地主及び商人と密接に連つており、彼等は一体となつて税賦の横領を始め凡ゆる私利私欲の追求を行なつていたのである。^①

このような官僚地主集団の私権拡大の要求に対して、独裁君主は公の名のもとにそれを抑制せんとしたのである。かくして世宗の主張する「公」とは、財富はあくまで王朝国家の家産であり、官僚の私有物ではないという所謂「一君万民」の原理を現実の私的支配の進展する社会の中に強制し、独裁君主体制を維持強化しようとするイデオロギーであつたのである。かくして年羹堯断罪をなし得た世宗の公権は、私的支配を強化しようとする地主官僚集団の欲望を抑制するだけの基盤を保持していたといえよう。

① 王亚南『中国官僚政治研究』第五篇「官僚階級内部利害關係及び一般官制的精神」に中国専制官僚政体は、商業・高利貸と非現代性地主經濟の基礎の上に成立していること。つまり土地の自由売買が前提となる地主經濟を基礎とした封建制であるが、私人商品經濟の發展が、

一般商業を刺激するだけでなく、一般高利貸商も刺激したこと。そして明朝時代になり、流通經濟の發達、高利貸業・商業の發展が、官吏の貪慾を一層助長したこと。そしてこれを可能にした集権的・官營的經濟形態が存在していたこと、等々を明らかにした。つまり中國の特

殊の官僚封建社会が、流通経済の発展とあいまって貪贓枉法の風気を促進したというのであるが、今後の課題としては、明清社会経済史研究の成果を参酌しつつ、集権の官僚機構における貪贓枉法の形態と、

その結果としての断罪の問題を考察する必要があるであろう。
（京都大学文学部助手

Secondly, with the aid of it, *Bakufu* enlarged its administrative area, undertaking the constructions in the lordships, especially the embankments and the river-improvements.

Hitherto, nevertheless, the very system has never been so much highly esteemed. In this article, I would like to point, out the positive significance, taking the social circumstance namely the extremely frequent flood-disasters into consideration. Furthermore, in place of the former explanation based on the separation of the constructions into *Kôgi-bushin* 公儀普請, *Otetsudai-bushin* 御手伝普請 *Kuniyaku-bushin*, I am-to present two forms of the construction, the first of which is *Ittogofushin* 一統御普請, which intergrates the natures of the said three forms just as trinity. Then the second is *Shiryonegai-kuniyaku-bushin* 私領願国役普請 in case that the lordships implore them to Bakufu.

Aftertall, I esteem the county-levy system for the constructions in the *Hôreki* 宝曆 period as the structural establishment by *Bakufu* of the rescue of the individual lordships. In the transition of the policy for the river-improvement, I find not only the proper counteraction to the *Bakuhan*-regime against the crisis, but also a general survey of the process of the corruption of *Bakuhan*-regime.

Imperial Policy and the Fall of *Nien Keng-yao* 年羹堯 in the *Yung-cheng* 雍正 Reign

by

Toshio Ohtani

In this article the author examines the political behavior of the *Yung-chêng* emperor in the light of the proscriptions of *Nien Kêng-yao*, *Ts'ai T'ing* 蔡珽, and their factions. The two proscriptions resulted from charges of both factionalism and peculation, but differed considerably so far as the specifics were concerned.

Nien Kêng-yao's crime was that he took advantage of his positions as governor of *Shensi-Kansu* 陝西甘肅 and garrison commander of *Fu-yüan* 撫遠 to extend the scope of his faction and that he bent local administration to his own purposes. *Ts'ai Toing*, on the other hand, had organized his faction with the support of regular bureaucrats who had come up through the examinations, by abusing his censorial autho-

riety. The reason why the *Yung-chêng* emperor prohibited factionalism so strictly was that it tended to weaken the absolute power of the emperor. It is also why arguments in favor of *feng-chien* 封建 were rejected: they seemed closely connected with the manoeuvres of the factions.

Nien's peculation involved numerous devices such as arbitrary confiscations, embezzlement of military funds, traffic in official titles, bribery, and private trade, with his household clients (*chia-jên* 家人) directing the management of his property.

The *Yung-chêng* emperor, it is concluded, implemented a number of financial policies aimed at restraining the self-interest of his bureaucrats; he preferred as a matter of principle to appeal to their better nature, but was ready to punish them when the appeal was disregarded.